

なければならぬ(教職課程認定基準3(4))⁷。また、同じ学科等で複数の教職課程がある場合には、教職課程ごとに必要な専任教員を配置する必要がある。ただし、現行の基準においても、共通化する授業科目については、その担当教員は、学科等や教職課程をまたがって学生の指導を担当することになることを踏まえ、複数の学科等や教職課程において共通して専任教員となること(専任教員の共通化)が認められている(教職課程認定基準4-8(4)、4-9(4))。この点については、1に示したとおり、授業科目の共通化を拡大することに伴い、現行基準と同様の考え方で専任教員の共通化も認めることが適当である。

また、現行の基準においても、幼稚園の領域に関する専門的事項と小学校の教科に関する専門的事項については、科目の内容が異なるものの担当教員の専門分野には近接性があることを考慮して、同じ学科等の中で幼稚園及び小学校の教職課程の両方を担当する専任教員として必要な業績を有する者⁸は、専任教員を共通化することが認められている(教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))。

小学校と中学校、高等学校の教科専門科目についても、例えば小学校の理科と中学校の物理学、化学、生物学、地学のように、科目の範囲は異なるものの、担当教員の専門分野には一定の近接性があると考えられるため、小学校、中学校、高等学校の教職課程の専任教員として必要な業績を有する者については、専任教員を共通にすることができるようにすることが適当である⁹。

7 専任教員となるためには、単に当該学科等に所属するだけでなく、以下の事項を全て満たす職に従事する者でなければならない。(教職課程認定審査の確認事項(平成13年7月19日課程認定委員会決定)3(1))

①当該学科等の教職課程の授業を担当、②当該学科等の教職課程の編成に参画、③当該学科等の学生の教職指導を担当
8 「必要な業績を有する者」とは、著書や学術論文等に加えて、職務上の実績、職務経験の期間、資格等を考慮し、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において総合的に審査した上で、教職課程の授業を担当するために十分な能力を有すると認められた者である。(教職課程認定基準3(3)、教職課程認定審査の確認事項3(2))
9 なお、専任教員の共通化とは異なる点であるが、幼稚園と小学校の専任教員については、入学定員が50人までは教科専門科目と教職専門科目についてそれぞれ3～5人(「基礎的部分」という)、入学定員が50人を超える場合は、50人ごとに教科専門科目と教職専門科目の専任教員を1人ずつ(合計2人)増やすこととされている(「追加的部分」という)(教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))。この点については、基礎的部分で既に教科専門科目と教職専門科目の専任教員がそれぞれ一定数は配置されていることを踏まえ、追加的部分については、大学の教員配置の裁量を広くする観点から、専任教員の担当科目の内訳は、教科専門科目でも教職専門科目でもよいとすることも考えられる。

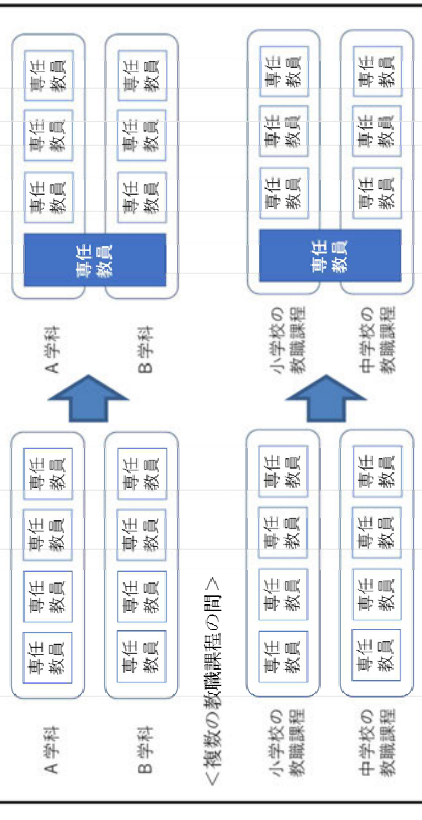
れる⁶。
小学校高学年からの教科担任制に関わる養成、採用、研修、免許制度を含めた全般的な審議は、これから教員養成部会において行われることから、その審議の中で併せて、このような義務教育9年間を通じた教職課程の実施体制の在り方について具体的に検討を行っていくことが適当である。

2. 専任教員の共通化

【見直しのポイント】

○教職課程で指導に当たる教員が、複数の学科等や複数の教職課程で共通して専任教員となることができる範囲を拡大する。

<複数の学科等の間>



専任教員は、教職課程を設置しようとする学科等において、教職課程の授業及び学生の教職指導を担当し、教職課程の編成に参画する者である(教職課程認定審査の確認事項3(1))。このように、専任教員は、学科等において教職課程の運営に重要な役割を有することから、原則として当該学科等に籍を有する者で

⁶ なお、教職課程においてこのように小学校と中学校とを一体として指導することによって、幼稚園と小学校との接続や中学校と高等学校との接続に関する理解が不十分となることのないように留意が必要である。

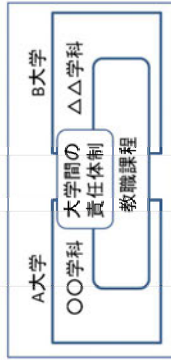
下「連携協力学部等」という。)の専任教員がこれを兼ねることができるとされている(大学設置基準第42条の3の2第2項)。このことを踏まえ、同一の免許状の種類の教職課程を連携協力学部等と学部等連係課程実施基本組織に設置する場合であって、教職課程の運営に支障がないと認められるときは、両方の教職課程で専任教員を共通化できるようにすることが適当である。これにより、学科等の枠を超えて、教員組織や学生定員を柔軟に管理し、学位プログラム及び教職課程を実施できるようにすることが期待される。

四 複数の大学の間において教職課程を共同で実施する体制

【見直しのポイント】

- 複数の大学が連携・協力して教職課程を実施する体制をつくることができ、大学等連携推進法人(仮称)を構成する大学間又は一つの法人が設置する複数の大学間において、授業科目や専任教員を合わせることにより、共同の教職課程を設置することを可能にする。
- 共同で設置する教職課程の質を保証するため、大学間での教学管理体制の整備や教員養成を主たる目的とする学科等の参加など、一定の要件を定める。

大学等連携推進法人(仮称)、複数の大学を設置する法人



大学は、自らの判断により教育課程を計画し、実施する責任を負うことから、大学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設することが必要である(大学設置基準第19条第1項)。教職課程についても同様に、大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設することとされている(免許法施行規則第22条第1項)。

この大学が自ら授業科目を開設するという原則の例外として、現行の基準では、大学間で共同して学位プログラムを開設し(共同教育課程。大学設置基準第43条等)、そこに教職課程を実施することが認められている(免許法施行規則第22条第4項)。幼稚園や小学校の教職課程は、幼稚園・小学校教員の養成を目的とする学位プログラムに設置することとなっており(教職課程認定基準2(5))、学位プログラムの目的と教職課程が一体的な関係にあることから、教職

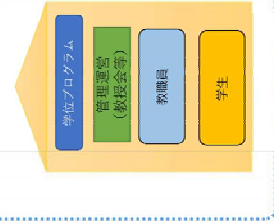
3. 学部等連係課程における教職課程の設置

【見直しのポイント】

- 大学設置基準等の改正により新たに導入された学部等連係課程にも教職課程を設置できるとする。その際、学部等連係課程実施基本組織と連携協力学部等との間で同じ教職課程を設置する場合には、同じ教員が両方の教職課程で専任教員となれるようにする。これによって、学科等間で弾力的に教職課程を設置できるようにする。

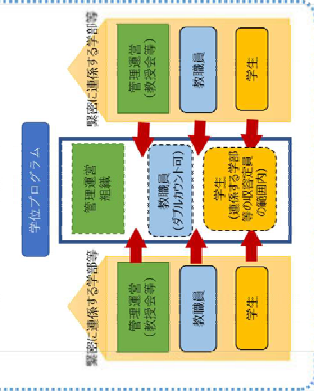
【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織 = 教員が所属する組織 = 学位プログラムの一対一の関係



【学部等連係課程】

学内資源を活用して学部横断的な教育を実現



大学内の学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムを実施できるようにするため、令和元年8月13日に学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年文科省令第11号)により大学設置基準等が改正され、同日から施行されている。この改正により、大学は、当該大学に置かれる2以上の学部等の緊密な連携・協力によって、横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織(以下「学部等連係課程実施基本組織」という。)を置くことができることとなった(大学設置基準第42条の3の2第1項)。

この学部等連係課程実施基本組織も、一つの学位プログラムを実施する組織単位であることから、同組織を学科等と同様に教職課程認定基準に位置付けて、教職課程を設置できるようにすることが適当である。その際、同組織に教職課程を設置する場合の専任教員の基準の適用については、大学設置基準等の規定を踏まえ、通常の学科等とは異なる取り扱いをすることが考えられる。

すなわち、学部等連係課程実施基本組織に係る大学設置基準上の専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、母体となった2以上の学部等(以

また、教職課程を大学間の共同で設置するという新たな仕組みであるため、実際の実施状況を踏まえた上で、要件についても適宜見直しを行っていくことが望まれる。

1. 教職課程を共同で設置する大学・学科等に関する要件

教職課程を共同で設置する大学間で、全体として教職課程の質を向上させることができるよう、教員養成に関わる授業科目や専任教員が豊富に備わっていることを制度的に担保する組織が、一つ以上参加することが必要である。このため、共同で設置する教職課程を構成する学科等のうち、少なくとも一つは教職課程認定基準2（5）に規定する「教員養成を主たる目的とする学科等」が含まれることが必要である。また、当該学科等を設置している大学の体制としても、地域の教育委員会や学校との密接な連携の下で高度専門職業人としての教員養成を行えるような体制が備わっていること*が望ましい。

※例えば、実践的な実習のための連携協力校が確保されていること、教育委員会との連携協力の協定を締結していること、現職教員の研修への協力が行われていることなどが考えられる。

なお、授業科目を共同実施することのできる大学数の上限の設定について大学分科会において議論が行われているところであり、これは、教職課程を共同で設置する大学数についてもあてはまることとなる。

2. 専任教員の配置に関する要件

教職課程認定基準においては、教科専門科目と教職専門科目について、それぞれ教職課程を設置しようとする学科等の入学定員数に応じて必要な数の専任教員を配置することを必要としている（教職課程認定基準3（2）、4-3（5）等）。共同で設置する教職課程については、構成する学科等の合計の入学定員数に応じて必要な数の専任教員を、構成する学科等で合わせて配置することとなる。

ただし、共同で設置する教職課程を構成する各学科等に教職課程に責任を負う体制が確保されるよう、各学科等が、少なくとも一定数の専任教員*を備えることが適当である。

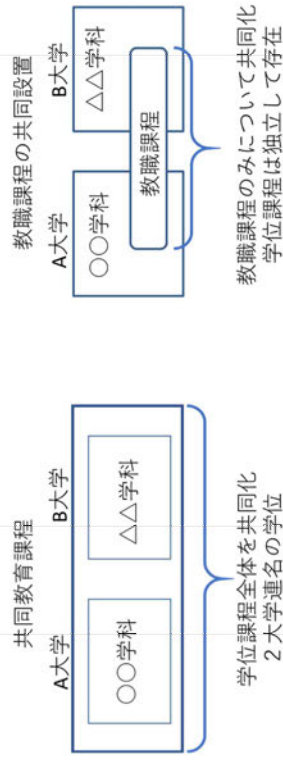
※例えば、最小限備えるべき専任教員数については、三つの大学のA、B、Cの学科で共同して教職課程を設置する場合、A、B、C各学科の入学定員に応じて大学間で按分することが考えられる。

一方で、広域的な大学間の連携により、通常の教職課程よりも質の低下につな

課程を共同で実施する仕組みとしては、共同教育課程制度を活用することが適当であり、現にその例も見られる。

このように共同教育課程制度が学位プログラム全体について共同化する制度であるのに対し、大学等連携推進法人（仮称）を構成する大学間又は一つの法人が設置する複数の大学間のみ適用される特例として、授業科目について共同化する制度（授業科目の共同開設制度）が中央教育審議会大学分科会において検討されている。この制度では、自大学にはない授業科目を他大学の授業科目で補充して教育課程を編成することが可能となる¹⁰。

この制度を活用することで、複数の大学の学科等が授業科目を分担して補充し合い、一つの教職課程として必要な科目を共同して備えることも可能になるため、共同教育課程のように学位プログラム全体を共同化することが考えられる（教職課程の部分のみを共同して設置する仕組みを制度化することが考えられる（教職課程の共同設置）。中学校、高等学校、特別支援学校等の教職課程のように学位プログラムの主たる目的と教職課程が必ずしも一体的な関係にあるわけではない教職課程については、このように学位プログラム全体ではなくその一部である教職課程のみを共同化できるようにすることは、より柔軟な大学間の連携・協力の選択肢となることが期待される。



ただし、複数の大学の間で教職課程を運営する責任の所在が不明確とならないような体制を整えるとともに、参加する大学間で相互に質を向上させていくことができるような制度的な措置が必要である。このため、次の1から4までに示すような要件を定めることが適当である。

なお、大学間の授業科目の共同開設制度は、現在、大学分科会において具体的な制度設計についての審議が行われているところであるため、今後の審議の経過を踏まえて1から4までの各要件についても必要に応じて変更することも見込まれる。

¹⁰ 類似の制度として、単位互換制度との違いについては、参考2を参照。

必要とする方向で、大学分科会において検討が行われている。

大学間で教職課程を共同で設置する場合には、共同授業の実施以外に、教職課程のカリキュラムの編成、教育実習の実施など教職課程を実施するために必要な事項の調整などを大学間で行うことが必要となる。共同の教学管理体制において、この調整機能が確実に実施されるよう、教職課程を共同で設置する場合には、共同の教学管理体制の構成員として、各大学で共同の教職課程を担当する専任教員が含まれるようにすることが必要である。また、後述の五.2から5までに示す自己点検・評価等についても、大学間で共同して実施されるよう、共同の教学管理体制が中心的な役割を果たすことが求められる。

五 教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み

【見直しのポイント】

下記の点を通じ、全学的に教職課程の実施に責任を果たし、自主的な改善の取組が行われる体制を確保する。

- 全学的に教職課程を実施する組織体制の整備を義務とする。
- 教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とする。
- 大学間で教職課程を共同で設置する場合には、課程認定委員会による実地視察を定期的に実施するなど、実地視察をより計画的に活用する。
- 教職課程に関する情報の公表の対象として、学生の適正な履修環境の確保に係る取組に関することを加える。
- 教職課程を担当する教職員に対する研修の実施を促進する。

1. 全学的に教職課程を実施する組織体制

これまでにも中央教育審議会答申等において、全学的に教職課程を実施する組織体制を整備し、教職課程のカリキュラムの充実や複数の教職課程間における科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等を図ることが提言されており¹¹、実際に、教職課程を設置する多くの大学では、教職課程センターや、教職課程のカリキュラム等を協議する委員会などが整備されてきている。

三に示したように、学内の複数の学科等間の複数の教職課程において、授業科目を共通に開設することや、専任教員を共通化することのできる範囲を拡大す

¹¹ 例えば、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日 中央教育審議会）、「教職生活の全体を通じて教員の資質能力の総合的な向上方策（答申）」（平成24年8月28日 中央教育審議会）、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成27年11月2日 中央教育審議会答申）など。

がることのないよう、サポースタッフなども含めた指導体制の整備や不断の見直しも求められる。

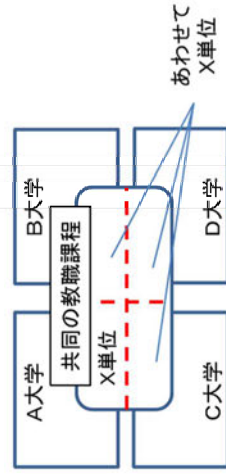
3. 授業科目の開設に関する要件

教職課程認定基準においては、免許法及び免許法施行規則に規定する科目を修得させるために必要な授業科目を開設することが必要である（教職課程認定基準3（1）、4-3（1）～（4）等）。共同で設置する教職課程については、構成する学科等で合わせて必要な授業科目を開設することとなる。

ただし、共同で設置する教職課程を構成する各学科等が、教職課程の実施に一定の責任を果たすよう、少なくとも一定数の科目を相互に提供し合うようにすることが必要である。このため、自らの学科等と教職課程を共同で設置する他の学科等間で一定の単位数の科目を相互に必修とすること^{*}が適当である。なお、この場合の単位数については、授業科目の共同開設が可能な単位数に関する大学分科会の議論を踏まえるとともに、類似の仕組みである共同教育課程において学生が修得することとされている単位数（学士課程の場合、卒業に必要な単位の1/4に当たる31単位、教職大学院の場合、修了に必要な単位の約1/7に当たる7単位）との均衡（大学設置基準第45条等）や、対面授業が必要な実習・実技等が多い教職課程の特徴等を勘案しつつ定めることが適当である。

※例えば、A、B、C、Dの四つの大学で共同して教職課程を設置する場合、A大学の学生は、A大学の科目から一定数の単位を必修とするとともに、B、C、D大学の科目から合計して一定数の単位を必修とすることが考えられる。

A大学の学生が履修する科目の単位数



4. 大学間での共同の教学管理体制

授業科目の共同開設を行う場合には、大学設置基準等において、共同開設に参加する各大学が参画する形で共同の教学管理体制を構築し、共同開設の実施について必要な事項を協議した上で、あらかじめ協定等を定めておくことなどを

あり、教職課程の専門家によってその実施状況を把握し、制度の改善につなげていくことが望ましい。このため、大学間の共同により設置する教職課程については定期的に実地視察を実施していくことが考えられる。

また、大学団体による取組として、一般財団法人教員養成評価機構や公益財団法人大学基準協会、一般社団法人全国私立大学教職課程協会が、教職課程を対象とした第三者評価について研究、試行を行っている。文部科学省においては、こうした取組を支援・促進していくことが望まれる。また、例えば、教職課程を対象とする第三者評価を受けていない大学を中心に実地視察を行うなど、実地視察と大学団体による第三者評価を効果的に組み合わせることも考えられる。

4. 教員養成の状況に関する情報の公表

大学は、教職課程の質の向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の状況に関する以下の情報について、刊行物への掲載やインターネットの利用等の方法により公表することが義務付けられている（免許法施行規則第22条の6）。

- 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること
- 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること
- 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること
- 卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること
- 卒業生の教員への就職の状況に関すること
- 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること

これらの事項に加えて、三1(2)に示したように、教職専門科目について、教員養成を主たる目的とする学科等と一般学部との間での授業科目の共通化の範囲を拡大することに鑑み、学生の適正な履修環境の確保に係る取組に関することを新たに公表の対象に加えることが適当である。

大学においては、全学的に教職課程を実施する組織体制が中心となり、大学として責任ある体制の下で情報の公表を行うとともに、自己点検・評価などにおいて適切に情報が公表されているかどうかをチェックすることが求められる。文部科学省においては、前述のガイドライン（全学的に教職課程を実施する組織体制、自己点検・評価に関するもの）の中で、情報の公表について位置付けることを通じて、各大学の取組の充実を促していくことが適当である。

5. 教職課程を担当する教職員に対する研修

大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実

場合には、学科等の間における教職課程のカリキュラムや担当教員についての調整、他学科等の授業科目まで視野に入れた学生への履修指導など、全学的に教職課程を実施する組織体制が整えられていることが、これまで以上に重要となる。

このような点を踏まえ、教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する組織体制を整備することを義務とすべきである。

この全学的な組織体制は、教職課程の体系性や適切性を担保するために、教職課程の企画、実施、評価、改善などの全学的に教職課程をマネジメントする機能を果たすことが考えられる。特に、以下の2から5までに示す教職課程の自己点検・評価、外部専門家によるレビュー、情報の公表及び教職員に対する研修等を含め、教職課程を継続的に改善していくための中心的な役割を果たすことが求められる。文部科学省においては、全学的な組織体制に期待される役割・機能について、既に取り組みされている好事例などを参照しつつガイドラインを作成し、その充実を促進していくべきである。

2. 教職課程の自己点検・評価

自己点検・評価は、大学が自主的に教育の内容・方法を改善していくための前提となる取組であり、実際に多くの大学では、学部等の自己点検・評価の中で教職課程についても評価を行うことや、全学的な教職課程のカリキュラム委員会等において教職課程を検証することなどが行われている。

このような点を踏まえ、教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とすることが適当である。ただし、評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で教職課程についても扱うこととすると、柔軟な取組が可能となるように留意すべきである。

また、自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、文部科学省において自己点検・評価の観点などを整理したガイドラインを作成すべきである。

3. 外部専門家による検証

教職課程認定を受けた後の外部専門家による教職課程の検証の機会としては、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会課程認定委員会（以下「課程認定委員会」という。）が教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）に基づいて実施する教職課程認定大学実地視察（以下「実地視察」という。）がある。実地視察においては、大学が必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかについて確認が行われている。

この実地視察をより計画的に活用することが適当であり、例えば、四に示した大学間の共同により設置する教職課程は、新たな仕組みとして導入するもので

参考 1：教職課程の実施体制に関する提言

※下線は今回の掲載に当たり文部科学省において付記したもの

① 「教職課程の基準に関する検討事項について」

(平成 30 年 12 月 17 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
課程認定委員会)

これまでの教職課程認定の審査等を踏まえ、本委員会としては、教職課程の水準の維持・向上及びその効果的・効率的な実施等を図る観点から、教職課程の基準に関し、特に以下の点を中心に検討を行うことが適当と考える。

1. 複数の学科等間の複数の教職課程における授業科目の共通開設の拡大について
〔教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）4-9(1)による中学校及び高等学校の「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目の共通開設〕
2. 課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための継続的な仕組みについて

② 「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 報告書」

(平成 30 年 9 月 18 日)

三. 2. (2) 養成・採用・研修等の対応

教科によっては、当該教科の教職課程の認定を受けた大学が存在しなくなっている果もあり、このような場合には、現職の教員の研修にも影響することが懸念される。特に国立教員養成大学・学部については、「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」(平成 29 年 8 月 29 日国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書)を踏まえ、近隣の大学との連携・協力などにより採用数の少ない教科についても養成・研修機能の強化、効率化を進めることが求められる。こうした取組を促すため、文部科学省においては、教職課程の設置に関し大学間の連携・協力を促進する仕組みを検討すべきである。

施が義務付けられており(大学設置基準第 25 条の 3)、教職課程について取り上げた研修等が実施されている大学もある。

大学においては、教職課程の運営に対する教員の意識を高めるとともに、学校現場における課題に対する指導力を身に付けるため、特に全学的に教職課程を実施する組織体制が中心となって教員に対する研修を充実していくことが求められる。

文部科学省においては、前述のガイドライン(全学的に教職課程を実施する組織体制、自己点検・評価に関するもの)において教員に対する研修を位置付けることを通じて、取組の充実を促していくことが適当である。また、教職課程を適正に運営していくためには、大学の職員が教職課程に関する法令を理解するとともに、教員とともにより適切なカリキュラムとなるように改善を行っていくことが必要であり、文部科学省は教職課程を担当する職員向けの情報提供を行うなど、研修機会の充実を支援していくことが求められる。

(以上)

に機能することが必要である。このため、まずは教職課程における自己点検・評価の実施を制度化することが適当である。

現在、教職大学院では、他の専門職大学院と同様に、法令に基づき、5年以内ごとに、教職大学院の目的に照らし、教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、認証評価団体による評価を受けることが法令上義務付けられており、一般財団法人教員養成評価機構がこれを担っている。

同機構による認証評価においては、国私立大学の大学関係者、外部有識者による訪問調査を含めたピアレビューを行い、評価基準に適合していると認められた場合は適格認定を行い、その評価結果はウェブサイトで等で公表されている。

一方で、学士課程における教員養成教育の評価については、これまで上記の認証評価のよる国公立大学の制度は講じられていない。そのような中、国立大学法人東京学芸大学では、他ら上げ、学士課程における教員養成教育の評価システム（教員養成教育認定）を開発し、評価活動を開始している。

この評価システムは、各大学が任意で参加するものであり、教職課程を有する大学における教員養成教育の多様性を尊重しつつ、学校や教育委員会の協力を得ながら、ピアレビューを中心とした、相互に学びあうコミュニティを形成し、大学の枠を越えて学士課程段階の教員養成教育全体の質的向上に資することを目指している。

今後、このような取組が既存の一般財団法人教員養成評価機構などの評価団体等に引き継がれ、継続・拡大され、各大学が主体的かつ恒常的に自己の教育内容や方法・組織を検証しながら、相互評価を行うことにより、教員養成の質保証システムが確立されることは、我が国の教員養成に有意義であり、各大学の積極的な参加が望まれる。

大学の教職課程の第三者評価については、地域や大学の特性、学部等の専門分野などに応じて、将来的には様々な評価主体によって全国的に取り組まれることが期待される。このため、国としても教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について今後検討していくことが求められる。

ウ 教職課程担当教員の資質能力の向上等

教職課程においては前述のように、教職に関する実践力の基礎や新たな教育課題に対応できる力を持った教員の養成が求められる。そのためには従来の「教科に関する科目」（別紙「見直しのイメーজ」においては「教科に関する専門的事項」）、「教職に関する科目」の区分にかかわらず、教職課程の科目を担当する教員は、上記課題に対応できる力を学生に身に付けさせることができるよう、指導力を高めることが必要である。

このため、大学においては、教職支援センター等の教職課程を統括する組織や教職大学院が中心となって、教職課程の科目を担当する教員に対し、学校現場体験を含む実践的な内容やこれらの教育課題に対応したFDなどを行うなどの取組を進めることが必要である。

③ 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」

(平成 27 年 12 月中央教育審議会答申)

4. (3) ③教職課程の質の保証・向上

- ◆ 全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化する。
- ◆ 教職課程における自己点検・評価の実施を制度化する。
- ◆ 教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討する。
- ◆ 国、教育委員会、大学等は、教職課程の科目を担当する大学教員について、学校現場体験等の実践的な内容や新たな教育課題に対応したFDなどを実施する。また、大学と教育委員会等が連携し、人事上の工夫等により教職課程における実務家教員を育成、確保する。

ア 教職課程を統括する組織の設置

中央教育審議会答申等において、従来より教職課程を置く大学においては、教員養成カリキュラム委員会を設置し、教職課程のカリキュラムの充実や複数の教職課程間における科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等を図ることを提言している。

このようなことから、多くの大学においては教員養成カリキュラム委員会等の設置が進捗している。また、上記のような機能に加え、学生への教職指導や教職課程を担当する教員に対するFDの実施、学校インテンションシップ等の企画・実施等の機能を備えた教職支援センター等の組織を設置している例もある。

これらの組織は、教職課程の内容、学修量、成績評価基準の統一など、効率的・効果的な教職課程の全学的な実施や教職課程の質の維持・向上のために極めて有効である。また、前述の学部等の教育課程全体を通じて教員の養成を行うため、これらの組織が中心となって必要な取組を進めていくことが期待される。

こうしたことから、教職課程を置く大学における教員養成カリキュラム委員会や教職支援センター等の整備状況を踏まえつつ、全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化することが適当である。

イ 教職課程の評価の推進

教職課程の質保証の仕組みとしては、大学が教職課程を開設する際に受ける教員養成部会課程認定委員会による課程認定の審査及び教職課程の設置後に課程認定委員会の委員等により行われる教職課程実地視察がある。

教職課程実地視察については、各大学の教職課程水準の維持・向上のために有効であるが、現在の実施体制では1年間の視察数に限りがあることから、教職課程実地視察の体制の整備・充実に努めることが適当である。

また、教職課程の水準の向上を図るためには、教職課程に関するPDCAサイクルが適切

参考2：授業科目の共同開設制度と単位互換制度

大学設置基準第28条等により、大学は、他大学で修得した授業科目の単位を自大学で修得した授業科目の単位とみなすことが可能である。

単位互換制度を活用する場合、他大学が開設する授業科目を自らの大学の教職課程の科目として活用することが可能である（免許法施行規則第22条第3項）。

ただし、大学は自大学の授業のみによって卒業要件を満たすことができるように授業科目を開設することが必要であり（大学設置基準第19条第1項等）、単位互換制度の利用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他大学の授業科目をもって代替させることは認められない。つまり、単位互換制度によって他大学の授業科目が活用できるのは、教職課程の設置に必要な授業科目を自ら全て開設していることが前提であり、必要な科目を自ら開設せずに他の大学の科目で教職課程を補完できないこととなっている。

これに対し、授業科目の共同開設制度の場合には、必修科目も含めて自ら開設せずに他の大学の授業科目で教職課程を補完することが可能となる方向で、大学分科会において検討が行われている。

(例) A大学教育学部が、中学校・国語の教科専門科目の区分「国語学」を自大学で開設せず、B大学の科目を活用する場合

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目
国語学（音声言語及び文書表現に関するものを含む。）	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">B大学科目</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">B大学科目</div> </div>
国文学（国文学史を含む。）	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">A大学科目</div> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">A大学科目</div> </div>
漢文学	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">A大学科目</div> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">A大学科目</div> </div>
書道（書写を中心とする。）	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">A大学科目</div> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">A大学科目</div> </div>

単位互換



A大学は、国語学の科目を自ら開設することが必要。

共同開設



A大学は、国語学を自ら開設せずにB大学の科目を活用することが可能。

16. 複数の学科等間での共通開設、義務教育特例、小学校課程要件緩和に係る教職課程認定基準（教員養成部会）の改正等について（令和3年8月4日事務連絡）

事務連絡
令和3年8月4日

教職課程を置く各国公私立大学
教職課程担当部局御中

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

複数学科等間での共通開設、義務教育特例、小学校課程要件緩和に係る教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正等について

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）及び「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（令和3年1月26日中央教育審議会答申）の提言等を踏まえ、複数の学科等間の授業科目・専任教員の共通化や小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の教職課程間の授業科目・専任教員の共通化の範囲の拡大、小学校教諭免許状の教職課程を設置する際の授業科目開設や専任教員配置の要件の緩和を内容とした教職課程認定基準の改正が行われましたのでお知らせします（別添1参照）。

なお、同日付で別途に送付する「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」（総合教育政策局長通知）においても、教職課程認定基準等の改正が含まれているため、左記通知及び本事務連絡における改正内容を反映させた教職課程認定基準等を別添2～4として添付しておりますので、御確認いただきますようお願いします。

また、本改正（通知における改正内容を含む）を踏まえた教職課程の説明会や変更届の日程等については、追って御連絡する予定であることを申し添えます。

記

1. 改正の要点

（1）複数の学科等の間において授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大

① 教科専門科目の共通化の範囲の拡大

（ア）中学校及び高等学校の教科に関する専門的事項（以下「教科専門科目」という。）及び養護に関する科目について、他学科等の教職課程の授業科目として認定されているものについて、共通開設を可能とする。

（教職課程認定基準4-8（1）ii）①②）

（イ）中学校及び高等学校の教科専門科目について、他学科等で開設する授業科目（全学共通科目等を含む）を自学科の教職課程の授業科目として活用可能な範囲については、教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目の半数までとするか、自学科等が開設する教科専門科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれかについて、大学による選択を可能とする。

(教職課程認定基準 4-3(2)、4-4(2)、4-8(1) ii)④)

② 教職専門科目の共通化の範囲の拡大

幼稚園及び小学校の「各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の場合の「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を含む）、教育実践に関する科目」（以下「教職専門科目」という。）について、複数の学科等の間での共通化を可能とする。（※各教科の指導法及び教育実習については(2)②にも記載）

(教職課程認定基準 4-8(2))

③ 専任教員の共通化の範囲の拡大等

(ア) ①及び②により、授業科目の共通化の範囲の拡大に併せて、共通化する授業科目を担当する教員は、複数の学科等の教職課程において共通して専任教員となること（専任教員の共通化）を可能とする。

(教職課程認定基準 4-8(4))

(イ) 幼稚園と小学校の教職課程の専任教員については、入学定員が 50 人までは教科専門科目と教職専門科目についてそれぞれ 5 人と 3 人、入学定員が 50 人を超える場合には、50 人ごとに教科専門科目と教職専門科目の専任教員を 1 人ずつ（合計 2 人）追加的に配置することとしているが、教科専門科目、教職専門科目のいずれか又は合わせて 2 人の配置を可能とする。

(教職課程認定基準 4-1(3)、4-2(4))

(2) 小学校と中学校の教職課程の間において授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大（義務教育特例）

① 教科専門科目の共通化の範囲の拡大

小学校と中学校等の教科専門科目の共通化を可能とした。また、このうち複数の学科等に小学校と中学校等の教職課程を置く場合、他学科等で開設する教科専門科目を自学科の中学校の教職課程の授業科目として活用可能な範囲については、教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目の半数までとするか、自学科等が開設する教科専門科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれかについて、大学による選択を可能とする。

(教職課程認定基準 4-8(1) i) ③、ii) ③④)

② 教職専門科目の共通化の範囲の拡大

小学校と中学校の各教科の指導法、教育実習について授業科目の共通化を可能とする。

(教職課程認定基準 4-8(2) v) viii))

(3) 小学校免許状の教職課程の設置の際の科目開設や専任教員配置の要件の緩和

① 教科専門科目の開設の要件の緩和

教科専門科目については国語等の 10 教科の授業科目を開設しなければならないこととしているが、教育職員免許法施行規則第 3 条第 1 項表備考第 1 号において 1 教科以上の科目の修得で可能であることを踏まえ、授業科目の開設についても 1 教科以上として要件を緩和する。

(教職課程認定基準 4-2(1))

② 専任教員配置の要件の弾力化

教科専門科目の開設要件の見直しを踏まえ、当該科目に配置する専任教員については現行 5 教科以上にわたり 5 人以上としているものを 1 人以上とし、残りの 4 人については教科専門科目、教職専門科目、複合科目のいずれの配置でも可能として要件を緩和する。

(4) 適用期日

令和 4 年度から適用予定。

(教職課程認定基準 13)

2. 留意事項

(1) 中学校及び高等学校の教科専門科目の共通化の範囲の拡大について

他学科等の授業科目の活用可能な範囲が拡大するが、自学科等で教科の専門性を修得できる学位プログラムを提供していること(学科等の目的・性格と免許状との相当関係(教職課程認定基準 2 (4) の基準は満たすこと)は必要であること。

(2) 幼稚園及び小学校の教職専門科目の共通化の範囲の拡大について

教職専門科目の共通開設の範囲が拡大することにより、教員養成を主たる目的とする学科等の学生とその他の教職課程を置く学科等(以下、「その他の学科等」という。)の学生が、同じ教職専門科目を履修する場合には、例えば、その他の学科等の専門の学問分野の必修科目と重ならない時間帯に開講することや、その他の学科等の学生にもきめ細かな教職指導を行うことなど、学位プログラムの違いを踏まえた学生の履修への配慮が求められること。

(3) 小学校及び中学校の両免許状の取得促進

教科担任制の導入なども踏まえ、教師には学校段階間の接続を見通して指導する力や、教科等横断的な視点で学習内容を組み立てる力など、総合的な指導力について教職生涯を通じて身に付けることが求められるため、養成段階においては、小学校と中学校の両方の免許状を取得することが考えられるが、その際、両方が 1 種免許状である必要は必ずしもなく、一方を 1 種免許状で取得し、もう一方は 2 種免許状を取得するなど、両方の免許状の取得を促進していくことも望まれること。

(4) 中学校免許状の教職課程における学修

中学校免許状を保有する教師が小学校で当該免許状の教科を教えることが可能となっていること(教育職員免許法第 16 条の 5)に鑑み、中学校免許状取得の際の各教科の指導法において、小学校段階を意識した教科の指導法等を学修できるよう、各大学におけるカリキュラムの工夫等が期待されること。

(5) 幼稚園と小学校との接続、中学校と高等学校との接続

幼稚園と小学校との接続や中学校と高等学校との接続についても重要であることから、今回の教職課程認定基準の改正により、教職課程において小学校と中学校を一体として指導する場合であっても、これらの学校種間の接続に関する理解についても、引き続き留意が必要であること。

(6) 小学校免許状の教職課程の設置の際の科目開設や専任教員配置の要件の緩和

今回の教職課程認定基準の改正により、小学校の教職課程において、例えば、理科や数学の教科専門科目を重点的に開設してこれらの授業科目を履修することにより教科の専門性を高めることや、教科専門科目と各教科の指導法を合せた「複合科目」を開設してこれらの授業科目を履修することにより実践的な指導力を高めること等が期待されること。

また、小学校と中学校の教科専門科目の共通開設も併せて活用することにより、両方の免許状取得の促進も期待されること。

(7) 教職課程の水準の維持・向上

今回の教職課程認定基準の改正により、教職課程をより効果的・効率的に実施することが可能となるが、複数の学科等の中で教職課程運営の責任の所在が不明確になったり、教職課程のカリキュラムの体系性が失われたりすることで、質が低下することのないよう、令和4年度から義務化される全学的に教職課程を実施する組織体制を備えるとともに、当該組織が中心となって、教職課程の自己点検

・評価を実施するなど、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく取組を充実させることが重要であること。

○今後のスケジュール（予定）

- ・令和3年8月中旬：事務連絡（教職課程に関する説明会案内ほか）
- ・令和3年9月：教職課程に関する説明会（オンライン）
- ・令和4年2月中：ICT新設科目の変更届提出期限
- ・令和4年2月中：ICT新設科目以外の変更届提出期限

添付資料：

- 別添1 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）
- 別添2 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）（令和3年8月4日現在版）
- 別添3 教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日教員養成部会決定）（令和3年8月4日現在版）
- 別添4 教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成20年10月24日課程認定委員会決定）（令和3年8月4日現在版）
- 参考資料1 義務教育特例を適用した場合の開設の一例
- 参考資料2 小学校免許状の教職課程を設置する際の要件の緩和について

<本件担当>

総合教育政策局教育人材政策課教員
免許企画室教職課程認定係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線 2451, 2453）

E-MAIL: kyo-men@mext.go.jp

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各国公立大学長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
独立行政法人教職員支援機構理事長
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
文部科学省が所管する各国立研究開発法人の長
各指定教員養成機関の長
免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長

義本博司

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」が公布、一部施行され、別添2のとおり教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添3のとおり教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）が、別添4のとおり教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成20年10月24日課程認定委員会決定）が改正されました。

また、別添5のとおり、「教職課程コアカリキュラム」（「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」（平成29年11月17日））に新しく新設される「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関するコアカリキュラムを追加し、「教職課程コアカリキュラム」（令和3年8月4日教員養成部会決定）として改訂しましたのでご連絡いたします。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

「Society5.0 時代に対応した教員養成を先導する教員養成フラッグシップ大学の在り方について（最終報告）」（令和2年1月23日中央教育審議会教員養成部会教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ。以下「最終報告」という。）において、「教員養成フラッグシップ大学」として指定を受けた場合に、Society5.0 時代にふさわしい教員養成カリキュラムの研究開発を行い、特別の授業内容、指導方法等を積極的に取り入れることができるよう、教職課程の特例に関する制度を整備すべきであるとの提言がされたところです。

この提言を踏まえ、認定課程を有する大学のうち教員養成に関する教育研究上の実績等を勘案して文部科学大臣が当該大学を指定する制度を創設するとともに、指定された大学に在学する者が普通免許状の取得に必要な「教科及び教職に関する科目」において「指定大学が加える科目」を指定大学に

において修得することが可能とする特例の制度を整備するため、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号。以下「免許法施行規則」という。）について所要の改正を行うものです。

また、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和 3 年 1 月 26 日中央教育審議会）において、「各教科の指導法における ICT の活用について修得する前に、各教科に共通して修得すべき ICT 活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けること」について検討し、速やかな制度改正等を行うことが必要であることが提言されたところです。

加えて、学校を取り巻く ICT 環境が急速に変化し、社会において求められる情報リテラシーも高度化する中で、「AI 戦略 2019」（2019 年 6 月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定）では、大学や高等専門学校において 2025 年には、初級レベルの数理・データサイエンス・AI を習得することが提言されたところです。

これらの提言を踏まえ、普通免許状の取得に必要な「教科及び教職に関する科目」の事項に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を新設し、1 単位を必修化するとともに、普通免許状の取得にあたって認定課程とは別に修得が求められる科目において、「情報機器の操作」2 単位に代わって「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2 単位を修得できるようにするため、免許法施行規則等について所要の改正を行うものです。

2 改正等の要点

(1) 指定大学における単位の修得方法に関する特例制度の創設等

① 「指定大学が加える科目」の新設及び当該科目の修得方法の特例

（免許法施行規則第 2 条表備考第 14 号及び第 15 号、第 5 条表備考第 7 号並びに第 7 条第 3 項）

ア) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法において、「指定大学が加える科目」の修得を追加すること。

イ) 幼稚園、小学校、中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、専修免許状又は一種免許状授与に必要な各科目（「領域及び保育内容の指導法に関する科目」（又は「教科及び教科の指導法に関する科目」）、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」）の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもってあてることができることとする。

ウ) 高等学校の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」は 8 単位まで、「教育の基礎的理解に関する科目」は 6 単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は 4 単位まで、「指定大学が加える科目」をもってあてることができることとする。

エ) 特別支援学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の所要資格を得る場合は、専修免許状又は一種免許状授与に必要な各科目（「特別支援教育の基礎理論に関する科目」、「特別支援教育領域に関する科目」、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」）の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもってあてることができることとする。

② 認定課程を有する大学を文部科学大臣が指定する制度の創設

（免許法施行規則第 21 条の 2）

ア) 文部科学大臣は、認定課程を有する大学のうち、教員の養成に係る教育研究上の実績及び管理運営体制その他の状況を総合的に勘案して、認定課程を有する他の大学の認定課程の改善に資する教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により指定することができることとする。

イ) 文部科学大臣は、ア) の指定をしたときは、指定大学の名称、指定した日、指定した理由をインターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

ウ) 文部科学大臣は、指定大学について指定の事由がなくなると認めるときは、指定を取り消すものとし、取り消す場合は、その大学の名称、取り消した日、取り消した理由をインター

ネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

(2) 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する事項の新設等

① 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」について

（免許法施行規則第3条から第5条）

小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」とすること。

② 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」について

（免許法施行規則第3条から第5条）

ア) 小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とすること。

イ) ア)のうち「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上修得するものとする。

③ 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」について

（免許法施行規則第66条の6）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする者の修得に必要なものとして定める科目は、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位又は「情報機器の操作」2単位とすること。

④ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の新設に伴う教職課程認定基準の関係規定への追加

（教職課程認定基準3（4）、4-3（5）ii）、4-8（2）i）②）

②により「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を事項として新設したことに伴い、教職課程認定基準の関係規定に当該事項の文言を追加すること。

⑤ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む授業科目の開設方法

（教職課程認定審査の確認事項2（4）、（5）④）

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上の修得が必要になるが、当該単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できる場合には、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」における他の事項と併せた授業科目の開設を可能とすること。

⑥ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する授業科目を担当する教員の業績

（教職課程認定審査の確認事項3（5））

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する授業科目を担当する教員については、当分の間、本改正前の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のいずれかの授業科目での活字業績を有している者をもってあてを可能とすること。

⑦ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の新設に伴うコアカリキュラムの改正

（教職課程コアカリキュラム）

ア) 別添5のとおり、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関するコアカリキュラムを「教職課程コアカリキュラム」（「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討

会」(平成 29 年 11 月 17 日)以下「旧コアカリ」という。)に新たに追加し、「教職課程コアカリキュラム」(令和 3 年 8 月 4 日教員養成部会決定。以下「新コアカリ」という。)としたこと。

イ) (2) ②ア)により「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とすることに伴い、小学校、中学校及び高等学校においては

- ・新コアカリの「教育の方法及び技術」は、旧コアカリの「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」のうち、(1)教育の方法論及び(2)教育の技術による内容とすることとしたこと
- ・新コアカリの「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は、旧コアカリの「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」のうち、(3)情報機器及び教材の活用の内容を含め、新たに(1)情報通信技術の活用の意義と理論、(2)情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進、(3)児童及び生徒に情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための指導法によって構成される新たなコアカリキュラムを作成したこと。

ウ)幼稚園、養護教諭及び栄養教諭においては、「教育方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」のコアカリキュラムは従来通りの内容とすること。

エ) (2) ①により「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」を「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」とすることに伴い、新コアカリにおいて文言の整理を行ったこと。

⑧ 「教職実践演習」における ICT の活用

(教職実践演習の実施に当たっての留意事項 3.)

認定課程の総仕上げとして位置付けられている「教職実践演習」において、認定課程における各科目の単位の修得を通じて ICT 活用指導力に必要な知識技能が修得されていることを確認し、不足する場合には補充して定着を図ることができるよう、「教職実践演習」においても ICT の積極的な活用を図ることとすること。

(3) 専修免許状の取得に必要な大学が独自に設定する科目の修得方法

(免許法施行規則第 2 条表備考第 14 号、第 11 条表備考第 1 号、第 11 条の 2 表備考第 1 号、第 16 条第 5 項)

専修免許状授与の所要資格を得るために必要な「大学が独自に設定する科目」において、「大学が加えるこれらに準ずる科目」を修得することができることとするとともに、免許法施行規則第 11 条、第 11 条の 2、第 16 条に基づいて専修免許状を取得する際に必要な「大学が独自に設定する科目」における単位の修得方法の例を免許法施行規則第 2 条表備考第 14 号の修得方法の例にならうこととすること。

(4) 経過措置規定

(教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第 2 項及び第 3 項)

ア) 令和 4 年 3 月 31 日において認定課程を有する大学や文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関(以下「課程認定大学等」)に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」に関する内容を修得しようとする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」に関する内容を、改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」に関する内容を修得しようとする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得したものとみなすこととすること。

イ) 令和 4 年 3 月 31 日において課程認定大学等に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「大学が独自に設定する科目」において「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。))」、「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用し

た教育の理論及び方法」に関する内容を修得しようする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容をそれぞれ修得したものとみなすこととする。

- ウ) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）別表第 3 備考第 6 号に掲げる講習、公開講座、認定通信教育の課程（以下「認定講習等」という。）を履修している場合又は既に修得した場合についてもア) イ)と同様に、それぞれ改正前の免許法施行規則における内容を、改正後の免許法施行規則における内容として修得したものとみなすこととする。
- エ) 上記ア) イ) の場合において課程認定大学等に在学している者は卒業を待たずに改正前の免許法施行規則における内容を改正後の免許法施行規則における内容として修得したものとみなすこととして差し支えないこと。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。

なお、（1）及び（3）については、公布の日（令和 3 年 8 月 4 日）から施行すること。

4 留意事項等

（1）指定大学が加える科目の単位修得上の扱いについて

- ① 指定大学の指定が取り消された場合、指定が取り消されるまでの間に修得した指定大学が加える科目の単位については、引き続き、普通免許状の授与に必要な教科及び教職に関する科目として有効に扱って差し支えないこと。
- ② 指定大学が学力に関する証明書を発行するに当たっては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の場合は、「大学が独自に設定する科目」のうち「指定大学が加える科目」であることを、特別支援学校の教諭の普通免許状の場合は、「特別支援教育に関する科目」のうち「指定大学が加える科目」であることを、備考欄を活用する等により明確に記載するようにすること。
証明書発行事務の参考のため省令改正後の実際の記入方法について、別途文部科学省ホームページに作成例を掲載する予定であること。
- ③ 都道府県教育委員会においては、「指定大学が加える科目」については、普通免許状の授与に必要な「教科及び教職に関する科目」のいずれかの科目にあてることができることを踏まえ、普通免許状の授与事務において②の学力に関する証明書を基に適切に普通免許状の授与が行えるようにすること。
- ④ 指定大学において「指定大学が加える科目」を修得した者が指定を受けていない大学に編入学等をする際に、免許法施行規則第 10 条の 3 を活用する場合は、入学先の大学が認めることにより当該大学が有する認定課程の科目の単位として認めることとされているが、「指定大学が加える科目」は指定大学において修得することができる科目であるため、指定を受けていない大学においては、単なる「大学が独自に設定する科目」の単位として整理することとなること。
そのため、「指定大学が加える科目」として整理するためには、指定大学において学力に関する証明書を発行することが望ましいこと。
- ⑤ 免許法施行規則第 11 条、第 11 条の 2、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条の 2、第 18 条の 4 においては、第 2 条表備考第 14 号の修得方法の例にならうものとしてとされていることから、2（1）①ア) 及び 2（3）と同様に「大学が独自に設定する科目」に「指定大学が加える科目」及び「大学が加えるこれらに準ずる科目」を加えることができることとする。

（2）指定制度について

- ① 最終報告において示された 5 年を基準として指定する事由がなくなると判断する場合にお

いて指定の取り消しを行い、指定の事由が引き続き認められる場合は継続することを可能とすること。

なお、文部科学大臣は、指定の事由がなくなった場合は、教員養成フラッグシップ大学の指定を取り消すこととされており、指定の事由がなくなったと認められる場合は、5年を経過する前にも指定を取り消すことがあること。

- ② 「指定大学が加える科目」は、「大学が独自に設定する科目」の一つではあるものの、従来の「領域（又は教科）に関する専門的事項に関する科目」や「保育内容（又は各教科）の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が加えるこれらに準ずる科目」ではない新しい科目として加えられるものであることを踏まえ、指定大学が「指定大学が加える科目」を開設する場合は、当該趣旨を踏まえ、普通免許状の授与に必要なものの範囲において新たな内容を含む科目とすること。
- ③ 指定制度の詳細なスケジュールや具体的な申請要件等については追って教職課程を置く各国公私立大学に連絡する予定であること。

（3）「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の修得方法について

- ① 免許法施行規則第2条表備考第12号において規定される幼稚園と小学校の教諭の普通免許状の授与に際して修得が必要な単位の流用の規定においては、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）」について、同規則第3条第1項の表の場合においても同様とする場合は、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に係る部分に限る。）」と読み替えて扱うこととすること。
- ② 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）附則第2項及び第3項に規定される経過措置により、改正前の認定課程及び認定講習等において「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得した者は、改正後の認定課程及び認定講習等において「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術に関する教育の理論及び方法」に読み替えることができることとなるが、この場合においても修得する総単位数に不足がないよう徹底すること。
- ③ 改正後の免許法施行規則による学力に関する証明書の様式や記入方法については、証明書発行事務の参考のため、別途文部科学省ホームページに作成例を掲載する予定であること。
- ④ 改正省令の附則第2項及び第3項に規定する在学には科目等履修生として在籍する場合も含まれること。

（4）「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の開設について

- ① 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」については、小学校及び中学校教諭の一種免許状及び二種免許状並びに高等学校教諭の一種免許状の教職課程に令和4年度以降に入学する者に適用される。科目の変更届の提出については、8月中に教職課程を置く大学等に連絡予定であること。
- ② 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」については、幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭免許状の認定課程における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」において1単位以上の授業時間数の確保がシラバス上で確認できる場合には、共通開設が可能であること。
- ③ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有しておらず、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてる場合であっても、大学は当該担当教員が当該科目に関する活字業績を備えることを引き続き促進すること。

（5）「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」について

- ① 大学においては、免許法施行規則第 66 条の 6 により「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を設置する場合は、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度実施要綱（令和 3 年 2 月 24 日。文部科学大臣決定。）により「数理」「データ活用」「人工知能」の内容が包含されたものとして科目を構成しているものが適用されることとなることに留意して科目の設定をするとともに、設定に当たっては認定がなされたものであることを証明する書類とともに届出を行うこと。
- ② 免許法施行規則第 66 条の 6 の科目の単位の修得にあたっては、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2 単位又は「情報機器の操作」2 単位のいずれかを修得することが求められることになるが、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」が設置されている大学においては、在学する学生に対して積極的に当該科目を修得させることが望ましいこと。

(6) 認定課程全体を通じた ICT 活用指導力の育成について

- ① 大学等においては、ICT を活用した学習活動の意義等について学生自らが経験的に理解しておくことも重要であることから、特定の科目に限らず教職課程の授業全体で ICT を積極的に活用することが期待されること。さらに、こうした学修を行うためには、教職課程の授業において ICT が普遍的に使用できる環境整備に努めることも期待されること。
- ② 大学等においては、「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」（令和 2 年 10 月 5 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）を踏まえ、教育委員会や学校の具体的な取組の参考となるよう作成された手引や動画コンテンツ等を教職課程の授業等で活用して、学生がより実践的に、また確実に教員の ICT 活用指導力を身に付けることができるよう取り組んでいただいているところであるが、引き続き、こうした教師向け研修資料を活用した実践的な学修活動の充実に取り組んでいただきたいこと。
- ③ 大学等においては、「教職実践演習」における ICT の活用場面として、教員としての表現力や授業力等を身に付けているか確認するための模擬授業での活用などが考えられること。なお、授業科目のシラバスを変更するだけの場合は、認定課程の変更届は不要であること。
- ④ 大学等においては、認定課程における ICT 活用指導力の取組状況についても、自己点検・評価し、改革・改善につなげていくことが必要であること。また、学校を取り巻く ICT 環境は急速に変化していることから、大学等の取組もこうした変化に対応していくことが必要であること。

添付資料：

別添 1 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年文部科学省令第 35 号）

別添 2 教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

別添 3 教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添 4 教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成 20 年 10 月 24 日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添 5 「教職課程コアカリキュラム」（令和 3 年 8 月 4 日教員養成部会決定）

参考資料 1 「教員養成フラッグシップ大学構想について」

参考資料 2 「教職課程における ICT 活用に関する内容の修得促進に向けた取組」（概要）

参考資料 3 「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」（令和 2 年 10 月 5 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）

本件担当 :文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

○教育職員免許法施行規則等に関すること
教員免許企画室免許係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○ICT 科目、教職課程全般に関すること
教員免許企画室教職課程認定係

電話：03-5253-4111(内線：2451)

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

○教員養成フラッグシップ大学に関すること
教員養成企画室教育大学係、教職大学院係

電話：03-5253-4111(内線：3498、3778)

E-MAIL：kyoin-y@mext.go.jp

18. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について（令和4年7月28日通知）（抄）

4 文科初第 969 号
令和4年7月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
各指定教員養成機関の長

文部科学省総合教育政策局長
藤原章夫

文部科学省初等中等教育局長
伯井美德

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び
特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等につ
いて（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第24号）」（以下「改正省令」という。）が公布され、別添2のとおり「教職課程認定基準」（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添3のとおり「教職課程認定審査の確認事項」（平成13年7月19日課程認定委員会決定）が、別添4のとおり「特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方」（令和元年12月12日課程認定委員会決定）が改正されました。また、別添5のとおり、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」（令和4年7月27日特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定）が策定されましたので、御連絡します。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

第1 改正等の趣旨

令和3年1月25日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において報告が、同年1月26日には中央教育審議会において、答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指し

て～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が取りまとめられた。

これらの会議において、特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、

- ・教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付けること
- ・見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要であること

等が提言された。

この提言を踏まえ、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「施行規則」という。）第7条第1項（特別支援教育に関する科目の単位の修得方法）等を一部改正し、特別支援学校教諭免許状の修得に当たって必要となる内容等を規定するものである。

併せて、文部科学省の下に令和3年10月に設置された「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」及び同会議の下に設置された「特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループ」における検討を踏まえ、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」を策定するものである。

また、高等学校学習指導要領の改訂に伴い、施行規則第5条等の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める等の規定の整備を行うものである。

第2 改正等の要点

1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

(1) 特別支援教育を担う教師の専門性の向上関係

- ① 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むこと（施行規則第7条第1項の表備考第3号関係）
- ② 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むこと（施行規則第7条第1項の表備考第4号関係）
- ③ 第3欄（免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目）に掲げる科目に、重複障害者及び発達障害者に関する教育を含むこと（施行規則第7条第1項の表備考第5号関係）
- ④ 令和6年3月31日において課程認定大学または教員養成機関に在学している者が、これらを卒業するまでに改正前の施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により旧規則第7条第1項の表第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位を修得する場合又は同日までに旧規則の規定により同科目の単位を修得した場合は、当該単位を改正後の施行規則（以下「新規則」という。）第7条第1項の表第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位とみなすこと（改正省令附則第2項関係）

(2) 高等学校学習指導要領の改訂に伴う規定の整備

- ① 高等学校教諭普通免許状の授与に必要な科目の単位に含めることが必要な事項等について、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める等の規定の整備を行うこと（施行規則第5条第1項、第9条、第10条及び第65条の8関係）
- ② ①の施行日（公布日である令和4年7月28日）において課程認定大学、教員養成機関、養護教諭養成機関又は栄養教諭養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに旧

規則の規定により総合的な学習の時間の指導法等に関する科目の単位を修得する場合、同日において免許法認定講習・公開講座・通信教育の課程を履修している者で、同科目の単位を修得する場合又は同日までに同科目の単位を修得した場合は、当該単位を新規に規定する総合的な探究の時間の指導法等に関する科目の単位とみなすこと（改正省令附則第3項関係）

2 教職課程認定基準等の改正

1の改正に伴い、教職課程認定基準等について、以下のとおり改正する。

(1) 教職課程認定基準

第3欄に掲げる「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に含むべき事項の改正に伴う改正（教職課程認定基準4-5（3））。また、1（2）①の改正を踏まえ、高等学校等に係る「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改正するもの（教職課程認定基準4-4（5）ii）等）。

(2) 教職課程認定審査の確認事項

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定に伴い、審査の確認の観点として、本コアカリキュラムを追加するもの（教職課程認定審査の確認事項2（7））。

(3) 特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方

本コアカリキュラムの策定に伴い、教育課程（シラバス）についての審査の考え方を削除するもの。また、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」に係る取扱いについて、特別支援学校の設置状況等を踏まえ、削除するもの。

3 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムは、1種免許状の取得に必要な単位を念頭に以下のとおり構成されている。

(1) 「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方

(2) 特別支援教育に関する科目

教職課程の第1欄から第3欄の科目に含めることが必要な事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として整理している。

① 【第1欄】 特別支援教育の基礎理論に関する科目

② 【第2欄】 特別支援教育領域に関する科目

- ・ 視覚障害者に関する教育の領域
- ・ 聴覚障害者に関する教育の領域
- ・ 知的障害者に関する教育の領域
- ・ 肢体不自由者に関する教育の領域
- ・ 病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域

③ 【第3欄】 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目

- ・ 発達障害者に関する教育の領域
- ・ 重複障害者に関する教育の領域

第3 施行期日等

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行日は令和6年4月1日とすること。ただし、第2の1(2)①については、公布の日から施行すること(改正省令附則第1項)。

また、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づく教職課程については、大学において点検・見直しを行い、準備が整った大学においては科目等の変更届の提出により、令和5年4月から、それ以外の大学においては遅くとも令和6年4月には、特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する全ての大学において、新たな教職課程を開始すること。

第4 留意事項等

1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

(1) 特別支援教育を担う教師の専門性の向上関係

- ① 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むことについて(施行規則第7条第1項表の備考第4号関係)

特別支援学校においては、学校教育法施行規則第126条第1項、第127条第1項及び第128条第1項の規定により、原則、小学校等に準じた教育課程が編成されているが、知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校(以下、「知的障害の特別支援学校」という。)においては、同規則第126条第2項(小学部)、第127条第2項(中学部)及び第128条第3項(高等部)により各教科等が別に規定されており、特に示す場合を除き、全ての児童生徒に履修させるものとされている。また、同規則第130条第2項により、知的障害又は重複障害のある児童生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができることとされている。

知的障害の特別支援学校において、同規則第130条第2項の規定に基づき、各教科等を合わせた指導を行う際に、各教科等の目標及び内容への意識が不十分なまま指導が行われることのないよう、各学校には、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、各教科等の一部を合わせるのか、又は全部を合わせるのかを含め、その各教科等を合わせた指導の在り方について、カリキュラム・マネジメントの趣旨を踏まえて十分検討することが求められている。

今般の改正は、この趣旨を教職課程において反映するため、知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目において、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の免許状を取得する際の教職課程において履修する「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」の内容との関連を図りつつ、知的障害者に関する教育の領域の特性を踏まえたカリキュラム・マネジメントが取り扱われるよう、新たに規定したものである。特別支援学校教諭免許状の教職課程を置く大学においては、こうした規定の趣旨も踏まえ適切に当該科目を開設されたいこと。

- ② 単位の修得方法に係る取扱いについて

今般の単位の修得方法に係る改正については、新たに特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合(施行規則第7条第1項)のみならず、免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(以下「新教育領域」という。)の追加の定めを受けようとする場合(施行規則第7条第4項及び第6項)又は特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受ける場合(施行規則第64条第1項の表備考第1号、同条第2項の表備考第3号)に、修得を必要とする施行規則第7条第1項の表備考第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位についても適用されること。

なお、この場合であっても、旧規則に基づき修得した第7条第1項の表第2欄及び第3欄

に掲げる科目の単位については、新規則の同科目の単位とみなすこととしている（第2、1（1）④）ことから、本改正前に取得した単位を、免許状の新教育領域の追加の定めを受ける場合等に必要な単位に充てることは可能であること。

（2）特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づく新たな教職課程の認定手続は、令和6年度開設の申請から適用されること。また、教職課程認定申請を行わない大学においては、科目等の変更届の提出により、手続を行うこと。なお、本件に関する説明会を本年9月頃に開催（web開催）する予定であること。詳細は、本年8月中に別途連絡する予定であること。

2 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

（1）「自立活動」について

第1欄の科目の「特別支援教育に関する制度的事項」にある「自立活動」の内容と、第2欄の科目で示している「自立活動」の内容との関連について、十分留意すること（別添5-4の「例1」を参照）。

（2）欄間の考え方について

本コアカリキュラムは、必要最低限の内容を示したものであり、法令上、複数の障害を併せ有する者に関する教育については第3欄に示しているが、例えば、第2欄の教育課程及び指導法と第3欄の複数の障害を併せ有する者に関する教育とを関連させた授業の実施を妨げるものではないこと（別添5-4の「例2」を参照）。

（3）その他

本コアカリキュラムで示している内容に関する参考資料として、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」等の審議の過程で議論された内容を別添5-2で補足事項として示している。また、欄間の関係については各欄・科目の概観図を別添5-3において示している。加えて、欄間で関連する事項の取扱いの考え方は、別添5-4に例示している。

なお、これらの資料は教職課程認定審査の確認事項2（7）③において掲げる「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」には含まれるものではないこと。

（添付資料）

- ・別添1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第24号）
- ・別添2 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）
- ・別添3 教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）
- ・別添4 特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方（令和元年12月12日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）
- ・別添5-1 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（令和4年7月27日特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定）
- ・別添5-2 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム補足事項
- ・別添5-3 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける各欄・科目の関連 概観図

- ・別添 5－4 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（欄間で関連する事項についての取扱いの例）

（参考 URL）

- ・文部科学省ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

〔担当〕

（今般の改正等の趣旨、その他に関すること）

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 企画調査係
03-5253-4111（内線 3193） E-mail: tokubetu@mext.go.jp

（教員免許に関すること）

文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 免許係
03-5253-4111（内線 3968, 3969） E-mail: menkyo@mext.go.jp

（教職課程に関すること）

文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 教職課程認定係
03-5253-4111（内線 2453, 2451） E-mail: kyo-men@mext.go.jp

19. 教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等に関する質問回答集について
(最終改定：令和3年11月2日)

事務連絡
令和3年11月2日

教職課程を置く各国公私立大学教職課程認定担当課
各指定教員養成機関教職課程担当課

御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等に関する質問回答集について

日頃から、教員養成の充実に御尽力いただきありがとうございます。

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）」及び教職課程認定基準等の改正に関し、これまでお寄せいただいた質問を踏まえ、別添のとおり質問回答集をまとめましたので、参考に送付いたします。

各大学等におかれましては、本回答集を参照いただき、適切な教職課程の実施及び学生への履修指導等を行っていただきますようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省 総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室

○教育職員免許法施行規則に関すること
免許係

TEL：03-5253-4111（内線 3969）

Email：menkyo@mext.go.jp

○ICT 事項科目、教職課程に関すること
教職課程認定係

TEL：03-5253-4111（内線 2453）

Email：kyo-men@mext.go.jp

No.	カテゴリ	問合せ内容	回答
1	ICT事項科目	幼稚園課程の各科目に含める必要事項は「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」となっており、小・中・高のICT事項科目とは事項名が異なるが、授業科目名称を小・中・高と同じ「教育方法及び技術(情報通信技術の活用を含む)」とし、幼と小で共通開設することは可能でしょうか。	幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭免許状における「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」は、小・中・高の事項名と異なるが、従前の事項においては事項名・コアカリキュラムともに同一であったことに鑑み、幼・養護・栄養の課程においても、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の内容を満たした上で、ICT事項に係る内容の1単位以上の授業時間の確保がシラバス上で確認できる場合には、小・中・高と共通開設が可能。
2	ICT事項科目	本学は幼稚園二種免許のみの課程認定を受けているが、ICT事項科目の開設は可能か。	幼稚園教諭免許状の必要事項である「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムの内容を満たした上で、ICT活用等の内容を充実するなど科目を変更することは可能ですが、あくまで当該事項での開設となります。
3	ICT事項科目	ICT事項科目の新設等について、既存の「教育方法論」の科目名称は変更せずに、コアカリキュラム及びシラバスにおいて「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」事項が追加で記載されていれば良いか。	どの事項の内容を含めて開設しているのか、科目名称で明確にする必要があるため、例えば「教育方法・情報通信技術活用論」や「教育方法論（ICT活用含む）」など、科目名称を工夫することが望ましい。
4	ICT事項科目	ICT事項科目は、教職課程履修者のみならず多くの学生に学んでもらいたいと考えているため、一般教養的な広く多くの学生が履修できる科目群に開講してもよいか。	教員養成を主たる目的とした学科でない場合、ICT事項科目は教職専門科目であるため、大学のどの科目群に開設するのかが大学の判断によるが、科目の内容はコアカリキュラムにあるとおり、一般的なICTの技術のみを学ぶものではなく、それらを活用した教育の理論と方法を学ぶものである。このため、教職課程の履修者以外の学生の履修を妨げるものではないが、教職専門科目としての質を担保する必要があることに御留意いただきたい。
5	ICT事項科目	(1)「教育の方法及び技術」を従来の情報機器及び教材の活用を含む内容で2単位開設すれば、「教育の方法及び技術（小学校用）」と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」（幼稚園用）の共通開設は可能か。（なお、ICT事項科目は1単位で別途新設し、小必修、幼選択を想定） (2)中・高と養護においても(1)と同様にすることは可能か。	(1)(2)ともに可能ですが、共通開設とするならば授業科目名・シラバスを共通にする必要があります。
6	ICT事項科目	ICT事項科目について、①開講授業における1単位分の科目（授業）時間数はどのようになるか。②開講授業における授業形態（演習または講義等）はどのような形態が望ましいか。	①大学の時間数の換算により1単位分の時間が確保されていれば良い（講義であれば通常は7～8コマ程度を想定）。 ②授業形態については特段定めていないため、大学の判断によりシラバスの内容に即し教育効果の高い方法で実施いただきたい。実践的な内容とするため、適宜演習等を含めることが考えられる。
7	ICT事項科目	ICT事項科目改正に伴い、中高免許の課程に新科目を追加するが、従来の「教育方法論」はそのまま開設したい。その場合の「教育方法論」は、中・高、養護教諭、栄養教諭で共通開設することは可能か。	ご質問の場合、「教育方法論」の授業内容が従来の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のコアカリキュラムを満たすものとして開設され、かつ、中高の課程には新たな授業科目（ICT事項科目）の履修を追加で求めるのであれば、「教育方法論」は中・高・養・栄で共通開設が可能。
8	ICT事項科目	現在課程認定申請の審査中であるが、ICT事項科目に関し、①認定後、令和4年4月に開始するまでの間に、ICT事項関連科目の名称変更等はできるか。②もし、①ができない場合、令和5年2月までに行うICT事項科目変更届において変更は可能か。（適用は令和4年度入学者の2年次以降）	ICT事項関連科目の開始が、令和5年4月以降であれば、①、②いずれも可能（①②いずれも、ICT事項科目変更届により、各年度の2月末日までに提出のこと）。
9	ICT事項科目	ICT事項科目を令和4年度入学者のカリキュラムにおいて、3年次対象の科目（開講年度は令和6年度）とした場合であっても、令和4年度に入学する編入学生や科目等履修生に対応するために、令和4年度から、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を開講する必要がありますでしょうか。	原則、令和4年度の入学者向けのカリキュラムからの対応になる（編入学生、科目等履修生向けに開設することを妨げないが任意）。
10	ICT事項科目	①ICT事項科目の開設年度について、令和5年度開設の場合、令和4年度生に対して2年次配当という理解で間違いはないか。 ②ICT事項科目の教員カウントについて、ICT新設科目と、教育方法の科目について、同一の教員をカウントすることは可能でしょうか。もしくは、新科目について非常勤講師を担当者とすることも可能なのでしょうか。	①ICT事項科目は令和4年度入学者から適用されるため、令和5年度から開設（開始）される場合は、2年次以降の履修になる。 ②専任教員の配置基準は学校種により異なるため、各基準を参照いただきたい（小学校は新基準4-2（4）、中高は4-3（5）ii）。なお、ICT事項科目と他の科目を兼ねて担当することは可能である。また、担当者の、専任・兼任・兼任の別は問わない。
11	ICT事項科目	①幼稚園教諭の場合は、ICT事項科目は必須ではないが、令和4年度よりICT事項科目と同様の内容を取り入れる場合、授業科目名の変更は必要か。 ②中・高の場合はICT事項科目は必須だが、令和4年度より「教育方法」という授業科目にICT事項を取り入れる場合、授業科目名の変更が必要か。	①ICT事項科目と同様の内容を含めるのであれば科目の名称もそれに即したものが望ましいが、幼稚園教諭については当該事項の修得が必須ではないため、名称の変更は任意（ただし、小・中・高と共通科目とする場合は授業科目名・シラバスを統一するなど必要）。 ②「教育方法」の名称では「教育の方法及び技術」のみを含む科目との誤解が生じる可能性がある。ICT事項を含むのであれば、授業科目名でそれを明確にするため、授業科目名の変更をすることが望ましい。

12	ICT事項科目	ICT事項科目の担当教員について、「当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてを可能とする。」とある。課程認定審査で「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」の担当者としての審査は受けていなくても、これらに関する業績があり、かつICT教育についての業績がある者であれば、担当は可能という認識でよいのか。	ご認識のとおり。
13	ICT事項科目	幼稚園、養護教諭及び栄養教諭の科目については「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を新設し、1単位を必修化する必要はないと理解してもよいのか。	幼稚園、養護教諭、栄養教諭については、今回のICT事項科目に係る改正は適用されないため、従来のままで構いません。
14	ICT事項科目	今回改正されましたICT事項科目等を複数大学で共同開設することは可能か。	ICT事項科目に限らず、連携開設科目等の制度にのっとって所定の手続を踏まえた上で開設をするなど、複数大学での科目開設が可能ながある。
15	ICT事項科目	既存の科目の内容等を見直し、ICT事項科目に対応した授業科目とする予定だが、もともと4年次前期の履修科目となっている。このまま4年次の履修科目としてよいのか。	ICT事項科目として免許状授与資格を得るための必修科目として位置づけるのであれば、教育実習を履修する前に修得することが望ましいため（「教職課程コアカリキュラム」策定時の参考資料「カリキュラム・マップ（イメージ）」を参照）、履修年次についてご検討いただきたい。
16	ICT事項科目	①課程認定申請書を提出する場合、「ICT事項科目」に係る第4号様式（履歴書・教育研究業績書）について、身分が専任教員、兼任・兼任に拘わらず「ICT事項科目」のほか「教育の方法及び技術」、「各教科の指導法」のいずれかの業績が必要であるか。 ②現在、「教育の方法及び技術」に関する業績を保有しているが、別の教員が「教育の方法及び技術」の事項科目を担当している場合でも、ICT事項科目の担当教員として届出が可能か。また、「各教科の指導法」の業績により申請する場合、本学開設の免許教科科目以外の「各教科の指導法」の業績で届出が可能か。	①ICT事項科目の担当者の業績は、当該事項の業績があれば足りる。それが無い場合は、当分の間、「教育の方法及び技術」又は「各教科の指導法」の活字業績で担当可能という趣旨。 ②当該業績を有していれば、現在それに該当する授業科目を担当していなくてもICT事項科目の担当となることは可能。また、各教科の指導法の業績で届出をする場合、教科は問わない。
17	ICT変更届	教職課程認定審査の確認事項3に『当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者を持って充てることが可能とする。』とあるが、現在「教育方法(含情報機器及び教材の活用)を担当している教員も変更届で履歴書・教育研究業績書を提出する必要があるか。	専任教員については提出が必要。
18	ICT変更届	変更届新旧対照表(中高)について、対照表の右下に「専任教員数(各教科の指導法)」の人数を記入する欄がある。例えば、「社会科・地歴科教育法」の専任教員がいる場合、この表内には氏名の記載はしないが、人数として計上してもよろしいか。	本件新旧対照表には各教科の指導法の専任教員名は記載しませんが、当該事項に専任教員が配置されている場合は、人数を記載してください。
19	ICT変更届	ICT変更届は開設の前年度の2月末に提出することになるが、「開設」というのは、その科目が具体的に「開始される」前年度の2月ということか。それともそのカリキュラムが適用される入学者のカリキュラム開始の前年度ということか。	前者を指す。
20	ICT変更届	① 説明会資料3のP15の2-4①の記載に対応する場合、在学生での変更届は旧課程の変更届様式・科目・必要事項にて提出することになると考えるがよろしいか。（必要事項が異なるため、在学生用と新入生用の2種類が必要となる） ② 上記のとおりであれば、在学生用の変更届にて、「ICT事項科目」の新設科目を追加する場合、「教育の方法及び技術」に位置付けるべきか。	① 在学生用カリキュラムと令和4年度入学者用カリキュラムで内容が異なると考えられるため、在学生にICT事項科目の開設を適用する場合は在学生用の変更届を提出してください。 ② 旧規則適用であればご認識のとおり。経過措置を適用せず、新規規則に対応した科目として修得させるのであれば、新事項での記載でも構わない。
21	ICT変更届	本学は、ICT事項変更届を「大学学部学科等の課程」と「大学学部学科の通信の課程」で分けて提出するが、この変更届を別々の年度で提出することは可能か。	通学課程と通信課程でICT事項科目の開設時期が異なる場合は、それぞれの期限（令和4年度開設：令和4年2月末、令和5年度以降開設：令和5年2月末）に間に合うようにご対応ください。
22	ICT変更届	①キャンパスによって、ICT事項科目の授業科目名が異なってもよいのか。 ②1大学で1つの変更届で提出するとのことだが、複数キャンパスが遠方に分かれており、開設する時期が異なる。変更届の提出時期が異なってもよいのか。	①学部やキャンパスによって、開設状況が異なることが考えられるため、必ずしも授業科目名を大学で統一する必要はない。 ②原則、1つの大学において、ICT事項科目の変更届は開設年度の早い学科等に合わせた提出をお願いしており、学科ごとに五月雨での提出は想定していない。ただし、大学によってはキャンパスが遠方（50Km以上）にまたがり、実態として別の開設体制をとっている場合もありますので、そのような大学については、異なる年度での届出について、必要に応じてご相談ください。
23	ICT変更届	ICT事項科目の変更届時に、小・中・高の免許状における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」に係る変更も手続を行うのか。	「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」に伴う変更は、ICT事項科目の変更届での対応は不要です。ただし、授業科目名の変更、担当の専任教員の変更等、通常の変更届の対象となる事由が発生した場合は、通常の変更届と同様、変更が生じる前までに変更届の提出が必要です。
24	ICT変更届	ICT事項科目の変更届時に学則変更の届出は必要か。	学則については、ICT事項科目の変更届時は不要（通常の変更届においても学則は提出を求めている（手引P89⑦⑧除く））。
25	ICT変更届	ICT事項科目の変更届の新旧対照表において、兼任教員や兼任教員を追加する場合、専任教員ではないので「専任教員氏名・職名」欄は空欄になるが、それでも「教員追加」と記載する必要があるのか。	ご認識のとおり。兼任・兼任教員の場合は、新旧対照表では氏名を記載しないが、変更理由欄には「教員追加」と記載してください。教員の氏名が空欄になっていても、（2）変更一覧表において状況が確認できるため特段問題はありません。

26	ICT変更届	ICT事項科目以外の科目の変更は、ICT事項科目とは別に変更届（通常の変更届）が必要となるか。その場合は、令和4年3月末までに届出を行えばよいか。	ご認識のとおり。
27	ICT変更届	教職課程認定審査の確認事項1（1）③、④に該当する変更届（手引P89の⑦⑧）の提出時において、ICT事項科目も対応する必要があるか。	確認事項1（1）③又は④に係る変更届の提出時点においては、ICT事項科目に係る改正の内容を含めていただく必要はない。ICT事項科目に関しては令和3年8月27日事務連絡に基づき変更届の提出をお願いします。
28	各教科の指導法	「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に変更されますが、シラバスの内容のみを変更し、変更届の提出は不要という手続きでよろしいでしょうか。	各教科の指導法は（ ）書きの文言変更のみの改正であるため、今回はシラバスの変更のみで構わない。このため、変更届は不要（授業科目名や教員の変更等する場合は通常の変更届を提出してください）。
29	各教科の指導法	「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の授業科目名について、規則の改正に伴い（ ）の文言が変更になったが、既存の科目の名称（現行：「教科教育法」「教科教材論」）についても、科目名の末尾に（情報通信技術…）を含めるなどの対応は必要か。	シラバスにおいて情報通信技術の活用が確認できれば、情報通信技術の活用を含む旨の名称変更の必要はない。
30	各教科の指導法	今回「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」のコアカリ改正が示されたが、「外国語（英語）コアカリキュラム」は改正がないため、「英語科の指導法」のコアカリについては「変更なし」という認識でよいか。	英語の各教科の指導法のコアカリキュラムの内容自体は変更はないが、事項名の（ ）の文言の変更に伴うシラバス変更等は必要に応じて行ってください。
31	66条の6科目	「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」の申請手続スケジュールは、年度末に申請し、年度が明けてからの認定になることが予想される。申請は済んでいても、課程認定の変更届提出までに認定が間に合わない場合は、認定後以降しかこれらの科目は活用できないのか。	当該認定制度に申請した大学が必ずしも全て認定を受けられることが確実とは言えないこと、また、令和3年8月4日付通知において、変更届の提出時において、認定科目であることを証明する書類を添付していただくこととしていることから、認定後以降に活用することになる。
32	66条の6科目	本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」として認定を受けている科目は1単位の科目である。この1単位の科目と「情報機器の操作」1単位を併せて2単位の修得とすることは可能か。	免許法施行規則において、「数理科目2単位又は情報機器の操作2単位」と規定しているため、いずれかで2単位の修得が必要となる。このため、両者を併せて2単位の修得とすることはできない。
33	66条の6科目	今回の改正により「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」は必ず開設しなければならないのか。	ご認識のとおり、「情報機器の活用」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」（以下、「数理科目」）のいずれかを2単学分修得することとなるため、「数理科目」を必ず開設する必要はない。ただし、教職課程におけるICT活用等の充実に鑑み、「数理科目」の認定を受けている大学におかれては、積極的に当該科目を規則第66条の6の科目として活用することをお願いしたい。
34	66条の6科目	「学力に関する証明書」の様式の作成例において、「数理科目」と「情報機器の操作」の科目は1行で作成されている。「数理科目」を1単位＋「情報機器の操作」を1単位の修得は認められないとのことであるが、仮にそのような修得をした場合、他大学や教育委員会はそのようにしてその修得科目が「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」と判断するのでしょうか。例えば1行にする場合は確認欄を作る、2行に分けてどの区分で単位修得しているかわかるかと思うのですが、いかがでしょうか。	学力に関する証明書は、免許法施行規則に基づき科目名を記載することとなっているため、当該科目は1つの科目として1行の欄で様式例を作成している。一義的には、教育委員会等は当該科目欄に記載された単位が、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」と「情報機器の操作」のいずれなのかを確認する必要はなく、教職課程を置く大学において、本施行規則で規定された修得方法に基づき、適切に履修指導及び証明を行っていただく必要がある。なお、備考欄で補足するなど、大学で便宜的に記載を工夫されることは構わない。
35	66条の6科目	本学は、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」に採択されたが、プログラムの対応科目が、学科により異なり複数科目であることから、従来の「情報機器の操作」の対応科目をそのまま必須科目とし、「数理科目」は履修が望ましい科目として取り扱いたいと考えているが可能か。	「情報機器の活用」又は「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」のいずれかを2単学分修得することとしているため、「情報機器の操作（2単位）」を必修とすることも可能。ただし、教職課程におけるICT活用等の充実に鑑み、「数理科目」の認定を受けている大学におかれては、積極的に当該科目を規則第66条の6の科目として活用することをお願いしたい。
36	66条の6科目	施行規則第66条の6の「数理科目」に、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を充てる場合、AI戦略で挙げられている「応用基礎レベル」は対象となるか。	「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要項細目」（令和3年2月24日文部科学省高等教育局）においては、リテラシーレベルの認定プログラムのみ定められているため、現時点ではリテラシーレベルのプログラムを想定している。今後、応用基礎レベルのプログラムについても認定制度が実施されることになれば、それを踏まえ対象とするか検討することとなる。
37	66条の6科目	本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」に対応した科目を第66条の6に定める科目として、昨年度3月に提出済みです。この科目について今年度は第66条の6の科目として認められるか。	昨年度の3月に変更届を提出されているのであれば、認定プログラムの認定前の提出となること、また施行規則の改正前であるため、その時点での科目の位置付けは「情報機器の操作」になります。現時点では認定プログラムの認定を受けているものと推察しますので、その場合は令和4年3月末までに施行規則第66条の6の「数理科目」として変更届を提出していただければ、それ以降は当該科目として扱うことができます。
38	66条の6科目	免許法施行規則第66条の6の科目も必ず変更届が必要か。その場合、ICT事項科目の開設等に関する変更届の方法と同じでよいか。	免許法施行規則第66条の6については、従来通りの授業科目にて対応される場合は変更届をご提出いただく必要はございません。また、変更される場合は、通常の変更届で行ってください。

39	66条の6科目	免許法施行規則第66条の6に「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を追加するにあたり、数理・データサイエンス・AI教育プログラムを5科目10単位で構成している場合、プログラムを構成する一部の授業科目であっても、「数理」「データ活用」「人工知能」の内容が包含され、2単位以上あれば良いか。（プログラムを構成する全ての授業科目の履修を求めるとは考えて良いか。）	ご認識のとおり。大学において適切に包括的な科目を設定いただきたい。
40	66条の6科目	「数理科目」を設置する場合は、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要綱（令和3年2月24日。文部科学大臣決定。）により認定がなされたものであることを証明する書類の提出が必要とのことだが、既に科目を開設し、同授業科目について課程認定を受けている場合は、「証明する書類」のみを提出することで差し支えないか。	「数理科目」の認定を受けている大学については、積極的に当該科目を規則第66条の6の「数理科目」として活用することを奨励している。大学における「数理科目」への対応状況の把握の観点からも、「数理科目」の位置付けに変更することが望ましい（現在既に当該科目を開設して課程認定を受けているとあるが、「情報機器の操作」としての認定科目と思われる）。このため、科目の位置付けを変更する変更届及び証明する書類を提出ください。証明する書類は認定書の写しで構わない。
41	66条の6科目	令和4年度入学生からは、カリキュラム上、「数理科目」のみを開設し、「情報機器の操作」の科目は開設しないことは可能か。	可能（変更届の提出をお願いします。また、その際、認定を受けたことが分かる資料も提出してください）。
42	経過措置	経過措置について、令和4年度以前の入学者、例えば令和2年度の卒業生が「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」にあたる本学開講科目「教育方法論」を在学中に修得済みの場合、ICT事項科目の修得は必要ないという認識でよいか。	ご質問の場合、令和2年度の卒業時に既に「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得されているので、令和4年3月31日までに既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）」の科目を修得した者として経過措置により、改正後の「教育の方法及び技術」及びICT事項科目を修得したものとみなすことができる。
43	経過措置	令和4年度以前の入学者が改正前のICT事項科目を修得せずに卒業し、科目等履修生になった場合は、改正後のICT事項科目の修得が必要になるか。下記①・②のパターンそれぞれについてご教示いただきたい。 ①卒業後、間をおかず科目等履修生になった学生 ②卒業後、間をあけて科目等履修生になった場合	ご質問からは、卒業の時点が不明であるが、令和4年3月31日時点で在学関係がある者の場合、①、②いずれにおいても、令和4年3月31日に卒業しているため、間を置かず科目等履修生になった場合にも、新規により修得する（新規のICT事項科目の修得必要）。ただし、令和4年3月31日までに既に修得した旧科目は、新規の科目に読み替えることが可能（例えば、旧「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」→新「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」）
44	経過措置	再課程認定時には、法律の切り替えの前後（平成31年3月31日と4月1日）で大学の規定等により科目等履修生の身分が途切れないような扱いができれば、平成28年改正法附則第5条の適用対象となりうるということでしたが、今回はどう解釈してよろしいか。	今回の改正においても、改正省令附則第2項により、令和4年3月31日に在学している者が学籍関係が継続している間にICT事項科目を修得する場合は経過措置の対象となります。
45	経過措置	①科目等履修生として今年度（令和3年度）在籍している学生が、今年度末までに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を未修得の場合、令和4年度にも科目等履修生として在籍するが、ICT科目は必修となるのか。（継続性があると認められるのか） ②上記①において、継続性が有るとなった場合、令和2年度まで科目等履修生として在籍していたが、令和3年度は科目等履修生にならず、令和4年度から再度、科目等履修生に在籍予定の場合でも継続性はあるのか。 ③令和4年度から「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を未修得で、新規に科目等履修生となる場合、正規学生向けには3年次（R6年度）開講予定のICT科目を、科目等履修生のみ対象で令和4年度から開設をする必要があるのか。（上記1・2）の継続性が無い場合も含む）	①令和4年3月31日と令和4年4月1日で間で学籍関係が継続していれば、経過措置の対象となる。 ②令和4年3月31日において在学している者ではないため、経過措置の対象ではない。 ③令和4年度入学者の所定の時期に開設すればよいため必要ない（ただし、在学者にもICT事項科目を修得させたい場合に、大学が所定の手続を経た上で在学者に当該新規科目を開設し、それを科目等履修生が修得するというケースは考えられる）。
46	経過措置	令和元年度入学生～令和3年度入学生の学力に関する証明書は4月以降発行する場合、修得済、未修得のいずれの場合も新規の学力に関する証明書を発行することになるか。	改正省令については令和4年4月1日より施行されるため、それ以降は改正後の免許法施行規則に対応した学力に関する証明書を発行いただく必要がある。
47	経過措置	①令和4年3月31日において、課程認定大学等に在籍している者で、卒業するまでに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得せず、卒業後に教員免許の修得をする者は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の修得が必要であるという認識で間違いないか。 ②2022（令和4）年4月に3年次に編入学する者で（2020年度入学生の3年次に合流）、編入学前の大学の教職課程で、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得し、その科目を本学の科目として認定すれば、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目を修得する必要はなく、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目が未修得であった場合には、令和4年度入学生と同様に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目の修得が必要であるという認識で間違いないか。	①ご認識のとおり。 ②免許法施行規則附則第2項により、令和4年3月31日までに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得している場合は、経過措置の対象となるため、新たな修得は不要。それまでに修得していない場合は、改正後の規則の対象となる。

48	経過措置	令和4年3月31日までに、中2種免の課程認定のある短期大学で、改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得せずに、令和4年4月1日に同一教科の中1種免の課程認定のある4年生大学の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に編入学をした場合は、編入学後の大学で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば良いのか。それとも編入学をしたことで、編入学後の大学で、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があるのか。	短期大学を卒業しており、編入学をした大学とは学籍関係が継続していないため、編入学後の大学で改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要がある。
49	経過措置	令和4年3月31日に、短期大学で中2種免を取得（所要資格を得た場合を含む。）した者が、令和4年4月1日に4年生大学の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に編入学をし、免許法施行規則第10条の3を活用して同一教科の高1種免の免許を取得しようとする場合、短期大学で修得した改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を、大学の判断で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容とみなせば（認定すれば）、改めて改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。それとも、編入学をしたことにより、編入学後の大学で、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要があるのか。その場合、短期大学において修得した改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を、編入学後の大学の判断により、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」（又はどちらか一方）に関する内容としてみならず（認定する）ことは可能か。可能である場合、編入学時に編入学後の大学において、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」や「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容が開講されていることが必要になるのか。（変更届を提出しているだけではなく、実際に開講されている必要があるのか。）改正前の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」も同様か。	○事例では、既に令和3年3月31日までに改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得済みであることから改正省令附則第2項の規定により短期大学において「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とみなすことができる。 ○また、免許法施行規則第10条の3の規定により、短期大学でみなされた上記2つの単位を大学の判断により貴学の同科目の単位としてみ直すこともできる。なお、編入学の際に短期大学を卒業していることから当該学生については改正後の免許法施行規則が適用される。 ○「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」も基本的に同様であるが（経過措置対象）、この場合は一種と二種で求められる修得単位数が異なることに留意。
50	経過措置	令和4年4月1日に、4年生大学「A大学」から別の4年生大学「B大学」の3年次（改正前の免許法施行規則が適用される学年）に転学をした場合は、卒業までに「A大学」又は「B大学」で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。	事例の場合、同じ学位課程の学修を継続しつつ在籍関係の異動が生じている場合であり（短大や高等専修学校の卒業・修了をしていない）、令和4年3月31日と同年4月1日で、教職課程のある大学等との在学関係が引き続いていれば、経過措置の対象となる（在籍する大学が変わっても構わない）。
51	経過措置	令和3年度以前にA大学α学科に入学し、令和4年4月1日以降に小1種免の課程認定があるA大学β学科に転学部・転学科（改正前の免許法施行規則が適用される学年）をし、小1種免の取得を目指す場合は、卒業までにβ学科で改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を修得すれば、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。	ご認識のとおり
52	経過措置	旧法（平成10年改正法）下において修得した「教科の指導法」は平成29年改正免許法施行規則附則第3項に基づくと、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」にしか読み替えることができないと思われるが、旧法下において「教科の指導法」を取得済みの場合は、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を再度取得する必要はないという認識でよいのか。	ご認識のとおり
53	共通開設（複数学科）	中学・高校の教科専門科目についての他学科等開設科目の活用可能な範囲が、教育職員免許法施行規則の科目の半数までか、自学科等が開設する科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれか、に変更になったが、大学全体（全ての課程認定）で統一して選択するのではなく、課程認定や年度により、どちらかを選択することができるという理解でよいのか。	大学全体での統一は不要であるが、教職課程を置く学科等の課程ごとに、いずれかの基準を満たす必要がある（学科等によりどちらを満たすかは大学の判断）。なお、「年度により選択」の意味が不明であるが、ある年度から本基準の適用範囲を変えることにより授業科目の開設方法等科目変更が生じる場合は、事前に科目の変更届が必要となるため、適切に手続を行ってください。
54	共通開設（複数学科）	教職課程認定基準改正前においては、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設する場合の特例は組み合わせで適用することはできないと定められていたが（改正前教職課程認定基準4-8と4-9は組み合わせで適用することができない）、改正後は、同一学科等において授業科目を共通開設する場合の特例と、複数の学科等において授業科目を共通開設する場合の特例を組み合わせで適用できると解してよいのか。	これまでは、教職専門科目の共通開設については、同一学科で共通開設できる特例（旧基準4-8（2））と、複数学科で共通開設できる特例（旧基準4-9（2））が別の基準として設定されていたため、特例を重ねて適用することは不可としていましたが、今回の改正で、これを一本化した（新基準4-8（2））ため、同一学科・複数学科に関わらず共通開設が可能となっています。4-8（2）に基づき、共通開設が可能な範囲で実施していただくことが可能です。
55	共通開設（複数学科）	複数学科等間での共通開設について、幼稚園教諭と養護教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」での共通開設を考えているが、本学の幼稚園の教職課程の科目は、保育士養成課程の科目を併せ行う科目が含まれている。そのような科目についても養護教諭と共通開設及び専任の共通化が可能か。	当該保育士養成課程の科目と併せ行う科目が、教職専門科目に位置付けられる科目であれば可能です。

56	共通開設（複数学科）	2つの学科等があり、それぞれ別の教職課程を有している場合、一方は通信教育課程のみの学科等でも、複数の学科等における教職専門科目の共通開設の範囲に含まれるか。 (例) ・A学科（通学課程）（通信教育課程） ①幼稚園教諭二種 ・B学科（通信教育課程） ②幼稚園教諭二種 上記の場合も、①②間で共通開設が可能と考えてよろしいか。	共通開設は可能であるが、A学科において課程認定基準10を適用し、通学課程の専任教員を通信教育課程にあてている場合は、課程認定基準4-8(4)の特例を重ねて適用する（A学科の教職課程で通学課程及び通信課程で専任教員とし、さらにB学科の教職課程において専任教員とする）ことはできませんのでご注意ください。
57	共通開設（複数学科）	「共通開設」というのは、実態として同じ時間に同じ教室で実施することが必要なか。どのように捉えたらよいか。	同一の授業科目名、同一のシラバスであることを想定している。一般的に、学則上、異なる科目として位置付けられている場合（学科によって科目名が異なる等）は、客観的に共通開設であるとは捉えられないことに留意。
58	共通開設（複数学科）	①現状、既に複数の学科等がそれぞれの学科等で同じ内容の科目を開設している場合、その状態を維持したままの共通開設ということは可能か。 ②例えば、A学科が開設する中学校（社会）の科目を、B学科の高校（地理歴史）の免許申請のための科目として使用することができるか。	①上記No57を満たした上で、同一の共通科目を、複数クラス開設（各学科等の所属学生それぞれに対して開設）するということもあり得る。 ②社会と地理歴史で重なる事項について可能。それを共通開設として行うことも可能であるし、他学科開設科目を自学科開設科目にあてるということも可能。
59	共通開設（複数学科）	今回の基準の改正を踏まえ、共通開設等変更をする場合、在学生にも適用は可能か。	在学生についても新基準の適用は可能である。その場合、在学生用の科目の変更届を提出してください。
60	共通開設（複数学科）	基準4-8(2)viで「各教科の指導法に関する科目」の共通開設について、小・中間で可能で、中・高間で可能ということでしょうか（基準4-8(2)vの教育実習の箇所では、ただし書きによる打ち消しがあるが、vi)ではないので可能と読むこともできる）。	中高の各教科の指導法の特例(vii)と、小中の各教科の指導法の特例(viii)はそれぞれ別の取扱いであり、かつ、共通で実施できる内容として科目内容を構成した場合である（このため、既存科目をどちらにも使えるという趣旨ではなく、共通開設にふさわしいシラバスの内容に見直すことが必要）。今回の改正においては、小中学校での各教科の指導法の共通開設までは認めていない。
61	共通開設（義務教育特例）	義務教育特例は、中学校の課程認定はあるが小学校の課程認定のない学科（A学科）が、小学校一種の課程認定のあるを受けている学科（B学科）と教科に関する専門的事項や教職専門科目を共通開設するなどして、他の小学校一種免許に必要な科目はB学科で他学科履修をし、中学校一種の教員免許に加えて他学科履修で小学校一種の教員免許を取得することができるという趣旨の改正か。	本改正の趣旨としては、小学校の教職課程と中学校の教職課程の科目の開設方法の弾力化により、大学が両方の教職課程を設置することがより可能となることを目的としているが、結果的に学生にとって両方の免許状取得がしやすくなることが想定される。一方で、他学科間での学生の履修の乗り入れが生じることになるため、科目の開設方法での工夫や、全学的に質を担保するための体制の整備等について、十分留意する必要がある。
62	共通開設（義務教育特例）	①教育学科中等教育コースにおいて、卒業までに中一免と小一免（または小二免）の両方の取得に必要な単位の修得が実質的に可能である場合、本学の広報媒体で、「本学が指定する条件を満たした上で、コースを越えて所定の単位を修得することにより、小学校教諭二種免許状が取得できる場合もあります。」などと注記することは差し支えないか。 ②教育学科のコース共通科目として「小中教育実習」を開設し、小一免及び中一免の教職課程に共通に開設する教育実習の科目とした場合、教員養成を主たる目的としていない他学科の学生が当該科目を履修することは可能か。	①所属する学科やコース外の履修であること等を明確にした上で、そのような履修指導をすることも考えられる。ただし、履修上の負担等、学生側に誤解が生じない伝え方に留意が必要。 ②可能である（教員養成を主たる目的とした学科と他学科とで、複数学科の共通開設として扱う場合）
63	共通開設（義務教育特例）	中高の教職課程のあるA学科で、小学校免許の取得を可能とする場合に、B学科（教育学科）の小学校教諭養成課程と共通に科目開設するなどによりA学科の小学校課程の教員養成カリキュラムを編成し、A学科として小学校課程認定の申請をすることになる、という理解でよろしいか。	A学科で小学校免許の課程認定を受けたい場合は、まずはA学科が教員養成を主たる目的とする学科等であることの要件を満たす必要がある。その上で、課程認定を受ける際のカリキュラムの編成において、今回の基準改正で認められた範囲でA学科内の中高の科目や、B学科と共通開設科目を含めて申請することが可能となる。A学科で小学校の課程認定を受けない場合であれば、科目レベルでのB学科との連携（共通科目の設定等）することが可能。
64	共通開設（義務教育特例）	義務教育特例を適用した場合の教員養成カリキュラムの教育実習（小中教育実習）の共通化の例を具体的にお示しいただきたい。	中学校の教職課程のある学科等は、高校の教職課程も併せて有するケースが多いと思われるため、例えば、実習本体部分の4単位のうち、2単位ずつ共通化を図ることが考えられる（例：小・中・共通を2単位、中・高共通を2単位、小単独2単位）。
65	共通開設（義務教育特例）	義務教育特例に係る基準改正について、①変更届を提出して適用を受ける場合、最短で「令和5年4月1日入学者（令和5年3月末日までに変更届提出）」から適用となるのでしょうか。②令和5年4月1日から組織再編を行うため、本年度（令和4年）3月下旬までに課程認定申請手続を行う予定。この場合、義務教育特例を想定した専任教員配置で書類を作成し申請することになるか。	①最短で令和4年4月1日から適用となります。この場合、令和4年3月31日までに変更届の提出が必要です。 ②義務教育特例を適用した基準で申請いただくことが可能（特例を使うかどうかは、任意。）

66	共通開設（義務教育特例）	免許の中小併有を実現するためには、課程認定は学科ごとに受けるものであるため、例えば、小学校の課程認定のあるA学科で中学校教諭1種（理科）を追加する場合、あるいは、中高の課程認定のあるB学科で小学校教諭1種を追加する場合には、改めて課程認定を受ける必要がある、また、小学校教諭の課程認定については、課程認定基準2-（6）により教員養成を主たる目的とする学科等でなければならないことから、学科の目的等を変更する必要、すなわち、改組等の申請の必要がある、という理解でよいか。	義務教育特例を活用し、A学科とB学科の科目の共通開設等をするだけであれば変更届で可能であるが、新たな教職課程の認定を追加するのであれば、課程認定が必要。また、小学校の課程認定の場合にはご認識のとおり、教員養成を主たる目的とした学科等である必要があることから、認定を受ける学科等の目的等変更に伴う所定の手続が必要。
67	共通開設（義務教育特例）	義務教育特例を活用し、例えば、国語の各教科の指導法について、「初等中等国語科教育法」（小1種免・中1種免（国語））の開設し、この授業科目を高1種免（国語）の「大学が独自に設定する科目」として変更届を提出することは可能か。	可能である。
68	小学校課程要件緩和	4-8（2）Vにおいて、小学校教諭と中学校教諭で共通に開設した教育実習の授業科目は直接的には高等学校教諭には利用できないが、単位の流用（施行規則第2条表備考第11号）により教育実習の単位は3単位まで流用可能と思います。この場合、流用により小学校教諭・中学校教諭用の教育実習の単位を5単位取得した学生は高等学校免許取得のためにこの単位を3単位流用して高等学校免許の教育実習単位（3単位）を満たせるという理解でよろしいか。	幼稚園、小学校、中学校については、記載のとおり教育実習のうち3単位を他校種の教育実習の科目から流用できますが、高校の場合は、規則第5条表備考第4号において、他校種の教育実習の科目を2単位まで流用できるとしています。
69	共通開設（義務教育特例）、小学校要件緩和	小学校教科の開設がこれまでの10教科より、1教科からの開設が可能となったが、教員養成学部で10教科を開設しているような学部の場合であっても、例えば国語専攻に所属している学生は、教科専門科目を「初等国語（書写含む）」「国語学概論」「国文学概論」「漢文学概論」「書道」の計10単位を取得し、各教科の指導法科目で「国語」「社会」「算数」「理科」「生活」「音楽」「図画工作」「家庭」「体育」「英語」の各指導法、計20単位を取得し、合計30単位を取得するような履修の仕方はできるか。	免許法施行規則上（第3条表備考第1号）では、小学校の教科専門科目は1以上の科目の修得となっていること、また、今回の基準改正で教科専門科目の開設の条件が緩和されたことから可能である（質問で記載されているような科目が、小学校の教科専門科目としての課程認定（又は変更届手続）を受けることが必要）。
70	自己点検等	本学では、教職課程の全学組織設置に向けた検討を今年度から着手しているが、令和4年4月1日の設置は難しく、令和5年4月1日の設置を目指している。上記のような検討状況であっても改正施行規則に抵触しないと考えてよろしいでしょうか。つまり、施行日時点では全学的な組織設置に向けた準備に着手してはいるものの、設置までには至っていない状況であるが問題ないか。	「免許法施行規則第22条の7においては、「大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする」とされており、令和4年度から、このような体制が整備される必要がある。必ずしも教職課程の全学組織の設置日が令和4年4月1日であることを求めるものではないが、複数の学科等の教職課程間が連携し全学的な観点から教職課程の運営が実施できる体制を備えていただきたい。
71	自己点検等	改正後の施行規則の施行日が令和4年4月1日のため、施行後最初の自己点検・評価については、令和3年度の状況について行い、報告書も令和4年度内に公表するべきか。または、大学全体の自己点検・評価に合わせて実施するものと大学が機関決定した場合、報告書の公表は令和5年度以降になることもあり得るが、必ずしも令和4年度内に公表していただく必要はないか。	○施行が令和4年4月1日であるため、それまでに体制を整え、それ以降から評価ができるようにすれば良い。 ○大学の教育課程が年度を一つの区切りとして行われていることが一般的であることを踏まえれば毎年度行うことも考えられるが、その実施間隔や公表の時期等は各大学の状況に応じ適切に判断すること。
72	連携開設	連携開設等に関する基準等の改正について、本学は大学と短大を併設しているが、「大学」「短大」間でも、この基準が適応できるのか。	連携開設科目の活用（連携開設科目制度を活用し自大学の教職課程の科目にみならず（新基準3（3））のみであれば、この制度を活用可能である大学連携推進法人の認定を受ける等の条件を満たし、かつ教職課程の科目の変更届を提出することで可能です。一方、連携開設科目の活用にとどまらず、「連携教職課程」（新基準2（3））としての認定を受ける場合は、同一の免許種での課程認定を同時に受ける必要があるため（新基準9）、大学と短大では免許種が異なるため可能でないことに留意。
73	フラッグシップ大学	教員養成フラッグシップ大学構想について、本学は、教員養成フラッグシップ大学の申請を考えている大学（責任校）との「連携協力校」として、参加することを検討している。その場合、「教科及び教職に関する科目」の一部に代えて、大学が設定するこれらに準ずる新たな科目を修得することによって教員免許の取得（幼・小・中・特支一種及び高校）を可能とするという学部段階の特例措置を「連携協力校」である本学が必ず活用しなければならないか。	フラッグシップ大学の公募要領に記載のとおり、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の特例措置や教職大学院の共通5領域の必修単位数の弾力措置については、教員養成フラッグシップ大学として指定された大学が、「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体を革新していくための牽引（けんいん）役としての役割を果たすことを踏まえて、当該教員養成フラッグシップ大学に限って認められるものであり、取組の実施に当たって連携する大学はその対象とはならない。共同実施制度や連携開設制度を活用して実施する場合には、関係大学が共同で申請の上で、それぞれの大学が指定要件を満たすものとして教員養成フラッグシップ大学の指定を受けることが必要。
74	変更届（通常）	通常教育課程の変更届を提出する予定であるが、その場合、新旧対照表の第四欄部分の「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法」の欄には新設した「教育方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）」のみ記載すればよいのか。	ICT事項科目の変更届を届出済みであれば、ご認識のとおり。

75	単位の流用	改正後の免許法施行規則で小1種免の所要資格を得た者が、免許法施行規則第2条表備考第12号（単位の流用）を適用して幼1種免を取得しようとする場合、その他の条件を満たせば、幼1種免の課程で「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する内容を必ずしも修得する必要はないと理解して良いか。	ご認識のとおり。改正後の免許法施行規則で修得した小1種免の「教育の方法及び技術」の単位を幼1種免の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位の流用することができる。
76	単位の流用	幼1種免の所要資格を得た者が、免許法施行規則第2条表備考第12号（単位の流用）を適用して改正後の免許法施行規則で小1種免を取得しようとする場合、その他の条件を満たせば、必ずしも小1種免の課程で「教育の方法及び技術」に関する内容を修得する必要はないが、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容は小1種免の課程で修得しなければならないと理解して良いか。	ご認識のとおり。改正後の免許法施行規則で小1種免を取得しようとする際に、幼1種免を取得した際の単位を流用する場合、小1種「教育の方法及び技術」の単位のうち2単位までは幼1種「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を持ってあてることができるが、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」にはあてることができない。
77	単位の流用	改正後の免許法施行規則で中1種免の所要資格を得た者が、免許法施行規則第2条表備考第11号（単位の流用）を適用して小1種免を取得しようとする場合、その他の条件を満たせば、必ずしも小1種免取得に必要な「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得する必要はないと理解して良いか。	ご認識のとおり。改正後の免許法施行規則で修得した中1種の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の単位を流用すれば改めて修得する必要はない。

20. 大学設置基準等の改正に伴う教職課程認定基準等の改正について（令和4年1月25日通知）

事務連絡
令和4年11月25日

教職課程を置く各国公私立大学
教職課程担当部局 御中

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

大学設置基準等の改正に伴う教職課程認定基準等の改正について

「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第34号。以下「改正省令」という。）が同年9月30日に公布、同年10月1日から施行されたことを踏まえ、別添のとおり教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）、教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）、教職課程認定審査運営内規（平成13年7月19日教員養成部会決定）、教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）及び学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（平成23年1月20日課程認定委員会決定）の改正（以下「本改正」という。）が行われましたのでお知らせします。

なお、改正省令のうち、教育課程等に係る特例制度（大学設置基準第57条第1項、大学通信教育設置基準第12条第1項、専門職大学基準第76条第1項、短期大学設置基準第50条第1項、短期大学通信教育設置基準第12条第1項、専門職短期大学設置基準第73条第1項関係）に係る教職課程の取り扱いについても、今後対応の予定であることを申し添えます。

記

1. 改正の要点

(1) 「教職専任教員」に係る改正

改正省令により、大学設置基準等における「専任教員」が「基幹教員」に改正されたため、教職課程における「専任教員」については、「教職専任教員」として名称を改めること。また、基幹教員のうち、大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号、大学通信教育設置基準別表第1備考第2号、専門職大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学通信教育設置基準別表第1備考第3号又は専門職短期大学設置基準別表第1イ備考第2号のそれぞれのただし書に定める基幹教員（以下「ただし書教員」という。）で、教職専任教員の一定の条件を満たす者については、必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で認定を受けようとする学科等の必要教職専任教員数に算入することを可能とすること。

(教職課程認定基準3(7)、4-1(3)、4-2(4)、4-3(5)i ii)、
4-4(5)i ii)、4-5(4)、4-6(3)ii)、4-7(3)ほか)

(2) 教育実習等の1単位あたりの時間に係る改正

改正省令により、単位の計算方法について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として計算することとされたことか

ら、課程認定基準における、教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含むことができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の1単位あたりの時間数の標準を定めること。

（教職課程認定基準12(1)）

（3）教育研究実施組織に係る改正

改正省令により、大学設置基準等における「教員組織」が「教育研究実施組織」に改正されたことに伴い、課程認定基準等についても改正を行うこと。

（教職課程認定基準2(4)ほか）

2. 適用期日

令和6年度からの教職課程認定を受けようとする申請校から適用する。

3. 留意事項等

（1）教職専任教員の定義について

本改正により、従前の教職課程における「専任教員」を「教職専任教員」と名称を改め関係規定を整理するとともに、必要教職専任教員数の4分の1の範囲内でただし書教員を含めることができることとしたが、ただし書教員の取り扱いを除き、従前の教職課程の専任教員の考え方自体を変更するものではないこと。

なお、教職課程認定基準（以下「基準」という。）3(7)①において、「全学的に教職課程を実施する組織」を新たに追加しているが、これまで教職センター等の全学的に教職課程を実施する組織に籍を置き、かつ認定を受けようとする学科等にも籍がある者を当該学科等の専任教員として取り扱うことを運用上認めていることを踏まえ、本規定において明確化したものであること。

（2）教職専任教員の配置と教職課程の水準の維持・向上について

本改正を踏まえ、ただし書教員を活用することにより、教職専任教員についてより効果的・効率的に配置することが可能となるが、教職専任教員に求められる事項（基準3(7)②～④）は従前と変更がないため、当該ただし書教員の教職課程への責任や関わり方が緩和される趣旨ではないことに留意すること。

また、令和4年度から義務化されている全学的に教職課程を実施する組織体制の整備や、当該組織が中心となって実施する教職課程の自己点検・評価を活用し、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく取組が、引き続き重要であること。

（3）基幹教員活用に係る本改正基準等の適用について

本改正の適用は、令和6年度の開設に係る申請から適用することとしているが、ただし書教員を教職専任教員として取り扱う場合は、改正省令による大学設置基準等の基幹教員関係の規定を適用する大学の場合であることを留意すること。大学設置基準等の当該規定の適用及び経過措置の取り扱いは「大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和4年9月30日付け4文科高第963号）を参照すること。

（4）教育実習等の1単位あたりの時間数について

本改正により、1単位30時間を標準と定めているが、これを大きく下回る場合を除き大学の判断で時間設定を行うことを妨げるものではないこと。ただし、大学設置基準等における単位の計算方法が、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする点は、従前と変わらないことについて留意すること。

4. 今後のスケジュール（予定）

- ・令和4年12月20日（火）：教職課程に関する説明会（オンライン）
- ・令和5年1月中旬～3月中旬：課程認定相談受付期間（令和6年度開設分）
- ・令和5年3月中下旬：申請書受付（同上）

※ 令和6年度開設の教職課程に係る申請を行う予定の大学（改組等に伴う申請を含む）は、申請・認定手続の円滑化を図るため、可能な限り説明会の視聴及び課程認定の相談を行うようお願いします。

（別添）新旧対照表

- ・教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）
- ・教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）
- ・教職課程認定審査運営内規（平成13年7月19日教員養成部会決定）
- ・教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）
- ・学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（平成23年1月20日課程認定委員会決定）

<本件担当>

総合教育政策局 教育人材政策課
教員免許企画室 教職課程認定係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線2451, 2453）

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正（案） 新旧対照表

改正案	現 行
<p>2 教育上の基本組織</p> <p>(2) 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項、専門職大学設置基準第55条第1項、専門職短期大学設置基準第52条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程という。」）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。</p> <p>(4) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を重めるものではないと認められる場合に認定するものとする。 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。</p> <p>(5) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教育研究実施組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。</p> <p>3 教育課程、教育研究実施組織（免許状の種類にかかわらず共通）</p> <p>(7) 認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。 ① 専ら当該課程を有する学科等（全学的に教職課程を実施する組織を含む。以下教職専任教員に関する規定において同じ。）の教育研究に従事する者</p>	<p>2 教育上の基本組織</p> <p>(2) 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項、専門職大学設置基準第59条第1項、専門職短期大学設置基準第55条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程という。」）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。</p> <p>(4) 教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を重めるものではないと認められる場合に認定するものとする。 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。</p> <p>(5) 教職課程の認定にあたって、その教育課程及び教員組織については、免許状の種類ごとに、この基準に定める。</p> <p>3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）</p> <p>(7) 認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。なお、4-3(5)i) ※2) ※3)、4-4(5)i) ※2) ※3)、4-8(4)ii) ①②の場合を除く。</p>
1	1

<p>② 当該学科等の教職課程の授業を担当する者 ③ 当該学科等の教職課程の編成に参画する者 ④ 当該学科等の学生の教職指導を担当する者</p> <p>(8) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。 (略)</p> <p>(9) 以下に掲げる科目のそれぞれの教職専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。 (略)</p> <p>(10) 教職専任教員は、3(9)の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する教職専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要教職専任教員数は、この基準に定める。 短期大学の専攻科における必要教職専任教員数は、短期大学の学科等の教職専任教員とは別に、この基準に定める必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）とする。</p> <p>4 教育課程、教育研究実施組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）</p> <p>2(5)より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教育研究実施組織を、以下のとおり定める。</p> <p>4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合</p> <p>(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。</p>	<p>(8) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。 (略)</p> <p>(9) 以下に掲げる科目のそれぞれの専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。 (略)</p> <p>(10) 専任教員は、3(9)の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める。 短期大学の専攻科における必要専任教員数は、短期大学の学科等の専任教員とは別に、この基準に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）とする。</p> <p>4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）</p> <p>2(4)より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。</p> <p>4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合</p> <p>(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。</p>
2	2

「領域に関する専門的 事項」	「保育内容の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」	「領域に関する専門的 事項」	「保育内容の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」
①幼稚園全領域のうち、 3領域以上におたり、こ れらの領域それぞれにお いて1人 合計3人以上	②教育の基礎的理解に関する科目において 1人 ③「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な 学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育 相談等に関する科目において1人 合計3人以上	幼稚園全領域のうち、 3領域以上におたり、こ れらの領域それぞれにお いて1人以上 合計3人以上	・教育の基礎的理解に関する科目において 1人以上 ・「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学 習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相 談等に関する科目において1人以上 合計3人以上
<p>(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。 入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表に 掲げる合計必要教職専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人 増員しなければならない。</p> <p>(※2) 「複合領域」を担当する教職専任教員を、「領域に関する専門的事項」 の必要教職専任教員数に含めることができる。</p> <p>(※3) 同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」 又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた 内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域 に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する教職専任教員 は、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。</p> <p>(※4) 3（7）の規定にかかわらず、大学設置基準別表第1イ(1)備考第 2号、大学通信教育設置基準別表第1備考第2号、専門職大学設置基準 別表第1イ備考第2号、短期大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期 大学通信教育設置基準別表第1備考第3号又は専門職短期大学設置基 準別表第1イ備考第2号のそれぞれのただし書に定める基礎教員で、 3（7）②から④までの事項を満たす者（「ただし書教員」という。以 下、必要教職専任教員の規定において同じ）は、本表の必要教職専任教 員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に 算入することができる（ただし、本表①、②及び③にそれぞれ配置する 1人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。</p> <p>(※5) 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。</p>		<p>(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。 入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表に 掲げる合計必要専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人増員 しなければならない。</p> <p>(※2) 「複合領域」を担当する専任教員を、「領域に関する専門的事項」 の必要専任教員数に含めることができる。</p> <p>(※3) 同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」 又は教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせ た内容に係る科目（以下「複合科目」という。）と幼稚園教諭の「領域 に関する専門的事項」又は「複合領域」の両方を担当する専任教員は、 それぞれの課程において専任教員とすることができる。 (追加)</p> <p>(※4) 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。</p>	

3

4-2 小学校教諭の教職課程の場合	4-2 小学校教諭の教職課程の場合
<p>(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、入学定員が 50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人とし、これを含め①～ ⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に 1人、②～④のいずれかに1人とし、これを含め①～④で合計4人以上 とする。また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごと に①～⑤及び教育実践に関する科目のいずれか又は合わせて2人増員 しなければならない。</p> <p>なお、3（7）の規定にかかわらず、ただし書教員は、必要教職専 任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員 数に算入することができる（ただし、前段に定める①～④にそれぞれ配 置する1人（短期大学の専攻科にあっては①の1人及び②～④の1人）に ついては、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする）。</p> <p>①「教科に関する専門的事項」 ②教育の基礎的理解に関する科目 ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等 に関する科目 ④「各教科の指導法」 ⑤「複合科目」</p> <p>(5) 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は 「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科 目」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専 任教員とすることができる。</p> <p>4-3 中学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は以下のとおり とする。 ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。</p>	<p>(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、入学定員が50 人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人以上とし、これを含め①～ ⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に 1人以上、②～④のいずれかに1人以上とし、これを含め①～④で合 計4人以上とする。 また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～ ⑤及び教育実践に関する科目のいずれか又は合わせて2人増員しな ければならない。</p> <p>①「教科に関する専門的事項」 ②教育の基礎的理解に関する科目 ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等 に関する科目 ④「各教科の指導法」 ⑤「複合科目」</p> <p>(5) 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は 「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科 目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員 とすることができる。</p> <p>4-3 中学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおり とする。 ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。</p>

4